

平成30年度予算審査特別委員会記録（2日目）	
招集年月日	平成 30年 3月 13日（火）
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 30年 3月 14日（水） 10時 00分
散 会	平成 30年 3月 14日（水） 16時 24分
正副委員長	委員長 田 中 政 浩 副委員長 石 丸 時次郎
出席委員	議 長 矢 野 勉 1番 深 野 良 二 2番 田 口 讓 司 3番 横 山 善 美 4番 山 本 一 洋 5番 奥 村 忠 義 6番 木 村 博 文 7番 石 丸 時次郎 8番 栗 野 光 雄 9番 山 本 久 矢 10番 川 上 康 男 11番 福 本 秀 昭 12番 梅 田 美代子 13番 一 木 哲 美 14番 河 内 直 子 15番 田 中 政 浩
出席委員数	16名
欠席委員	な し
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 大 武 一 幸 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 藤 本 英 明 住 民 課 長 亀 田 美 香 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 林 浩 嗣 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 重 信 英 志 農 林 商 工 課 長 近 藤 亮 太 上 下 水 道 課 長 川 波 剛 福 祉 課 長 重 信 利 子 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 松 尾 和 彦
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 倉 掛 俊 一 中 原 玲 子 財政課財政係 川 波 智 浩

議 事 録

平成30年度予算審査特別委員会

[第2日]

平成30年3月14日（水）

開 会	
委 員 長	おはようございます。 本日の出席委員は、１６人につき、定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。 （１０：００）
委 員 長	都市計画課の予算説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	おはようございます。都市計画課でございます。 それでは、都市計画課、歳出予算の説明を行います。 都市計画課の予算は、２款１項３０目地方創生費、７款４項都市計画費全目と同款５項住宅費の全目です。 地方創生費は、予算書４６ページとなっています。 １９節負担金補助及び交付金として１,０００万円を計上しています。住宅リフォーム補助として１００件分を見込んでおります。 現在の住宅リフォーム補助金交付要綱は、３月末日を持って失効いたします。平成３０年度は新たな要綱を作成し、限度額１０万円となる予定でございます。 ７款４項１目都市計画総務費について、ご説明いたします。 予算書８１ページからとなります。 ７款４項１目都市計画総務費には、前年度と比較して２,９２２万６,０００円増の、８億６７万７,０００円を計上いたしております。 増額の主な要因は、２８節繰出金の公共下水道事業特別会計の繰出金が増加したことによるものでございます。 次に、主な予算の内容について、ご説明いたします。 １節報酬は、都市計画審議会報酬及び２節給料から４節共済費は、職員給与関係の予算です。説明を省きます。 ９節旅費は４３万１,０００円計上しています。普通旅費は、県庁出張などの旅費です。 費用弁償２８万８,０００円は、２３年度から取り組んでいる西田地区住環境整備に係るまちづくり推進委員会開催時の費用弁償を計上いたしております。 研修旅費は、都市計画実務研修及び全国住環境整備推進協議会研修などです。 １３節委託料３２５万２,０００円のうち西田地区まちづくり推進委員会運営業務委託費として３２４万３,０００円を計上しています。 １９節負担金補助及び交付金１４４万２,０００円のうち、木造戸建住宅耐震改修工事補助金１２０万円は、筑前町耐震改修促進計画に基づき、戸建住宅の耐震改修に要する費用の一部を助成しようとするものです。 ２８節繰出金は、公共下水道事業特別会計の繰出金となっています。 続いて２目公園費について、ご説明いたします。 ８２ページをお開きください。 都市公園のうち町が設置した公園の管理費と合わせ、道路沿線の緑地や草場川沿いの桜並木など、管理費や公園施設長寿命化対策として８,３５０万７,０００円を計上いたしております。 前年度と比較して３,０５２万９,０００円増額、率で１５７.７％となっています。 増額の主な要因は、１３節委託料が１割増額、及び１５節工事請負費が３０５％増額となっています。 これは、昨年骨格予算との対比となっており、６月補正と比較しますと５７.９％で、減額でございます。

	各節に計上する予算は、町民の皆様方に安全かつ快適に公園を利用していただくために必要な公園の維持管理費等として、２９年度の予算執行見込額を基に計上いたしております。 それでは、主な予算内容について、説明いたします。 １１節需用費には７３８万６,０００円を計上いたしております。消耗品費から光熱水費まで、２９年度とほぼ同額を計上いたしております。 １２節役務費の通信運搬費はふれあいファーム機械警備通信料、手数料は例年どおり、曽根田親水公園、炭焼ため池公園等、三箇山地区の展望広場のし尿くみ取り料となっております。 次に、１３節委託料です。昨年度より２４０万１,０００円の２,９３６万３,０００円を計上いたしております。 説明欄の公園遊具定期点検業務から土木ＣＡＤ保守管理委託料まで、説明欄に記載する項目、金額ともに、２９年度決算見込額と業者からの見積額を基礎に、必要な予算額を試算、計上いたしております。 １５節工事請負費には４,２８２万８,０００円を計上いたしております。 主なものは、都市公園外維持補修工事７カ所、都市公園維持補修工事７カ所を見込んでおり、緊急かつ安全を確保するために、公園施設の改修・改善工事を予定しております。 また、補助事業である公園遊具施設の改築更新事業に取り組みます。この事業は平成３０年度で完了予定でございます。 続いて、３目国交省公園事業費について、ご説明いたします。８３ページとなっています。 国交省公園事業費には、２,８２９万１,０００円計上いたしております。昨年度より３６０万円の減額です。年々減額予算となっております。２９年度より全面供用開始していますが、不要不急な費用が発生しない限りでは必要額をつかめてまいりました。 それでは、主な予算内容について、ご説明いたします。 １１節は、消耗品費、燃料費、公園施設破損に備えた修繕料、電気料金、水道料金の光熱費として２９１万円を計上いたしております。昨年度比４８％になっています。 １３節委託料には、管理委託料として１,９８２万円を計上いたしております。前年度比１０２.１％になっています。 主な業務として、清掃・芝刈り、施肥、除草剤散布、機械警備、樹木管理、遊具点検、高圧電気点検保守業務、の委託料でございます。 １５節工事請負費には昨年度並みとなり、４９０万３,０００円予算措置しています。 続いて、７款５項住宅費について、ご説明いたします。 ８３ページの中段から８４ページとなります。 ７款５項１目住宅管理費には、３,３２４万７,０００円を計上いたしております。前年度と比較して１,００９万５,０００円の増額です。率で１４３.６％となっています。 増額の主な要因は、１３節委託料、１５節工事請負費、及び１９節の負担金補助及び交付金の増額によるものです。 その他の節においては、公園と同様に、いずれの節に計上する予算も、町営住宅を維持管理するために必要な予算措置であり、昨年度とほぼ同額を計上いたしております。 それでは、主な予算内容について、ご説明いたします。
--	--

	1 節報酬は、町営住宅 2 0 団地の管理人報酬でございます。 1 1 節需用費には、8 7 7 万 3, 0 0 0 円を計上いたしております。説明欄に記載する項目ごとに、昨年度予算とほぼ同額を計上いたしております。 1 2 節役務費のうち手数料 1 1 6 万 3, 0 0 0 円は、団地内の空き地の除草、剪定などに要する手数料です。 1 3 節委託料には、9 1 0 万 2, 0 0 0 円を計上いたしております。昨年度比の 1 3 0. 6 % になっています。 町営住宅も順次上水道に切り替えており、3 0 年度は 1 2 戸の上水道切り替え工事設計、及び監理費を計上いたしております。 その他につきましては説明欄に記載のとおり、町営住宅の安全・安心を確保するため、検査、保守点検委託料でございます。 8 4 ページをお開きください。 1 4 節使用料及び賃借料は、必要な予算額として、前年度並みの 1 2 1 万 3, 0 0 0 円を計上いたしております。 1 5 節工事請負費には、補修工事費として、例年と同額の 2 4 0 万円、上水道接続工事費として 8 8 1 万 3, 0 0 0 円を計上いたしております。 2 2 節の補償補填及び賠償金は、移転誘導を行う際の移転補償費 2 件分でございます。 最後に、2 3 節償還金利子及び割引料の 3 万円は、会計処理上、既に確定した決算額からは還付処理ができないため、現年度予算を過誤納金として還付するための予算措置です。 最後に、2 目住宅建設費について、ご説明申し上げます。 東小田団地建替工事の建設に要する費用を予算措置し、2 億 5, 5 3 2 万 5, 0 0 0 円となっています。 昨年の 6 月議会において、平成 2 9 年度と平成 3 0 年度の継続費 3 億 5, 5 5 2 万 3, 0 0 0 円を承認受けているところでございます。一部を除き、平成 3 0 年度継続費予算 2 億 5, 4 9 4 万 8, 0 0 0 円で事業を執行いたします。 1 1 節需用費及び 1 2 節役務費は、説明欄記載のとおりです。 1 3 節委託料は、工事監理及び落成式会場費として 4 2 6 万 1, 0 0 0 円を計上いたしております。 1 4 節使用料及び賃借料は、東小田団地入居者の借上げ民間住宅の賃借料で 7 4 0 万円となっています。 1 5 節工事請負費 2 億 4, 0 0 0 万円です。継続費対応で、昨年 1 2 月議会において、当初請負額 2 億 5, 8 5 5 万 2, 0 0 0 円で議決を受けているところでございます。 2 2 節補償補填及び賠償金 2 3 8 万円は、工事完成後の入居引っ越し補償費でございます。 以上で、都市計画課の歳出の説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 田口委員
田口委員	8 1 ページのですね、西田地区のまちづくりの件でございますけれども、取り組み状況をお願いしたいと思います。 それから 2 点目に、昨年の 6 月の議会の中で、町営住宅の家賃滞納者に対する裁判の件がありましたけれども、その状況をですね、併せてお願いしたいと思います。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 西田地区の住環境整備につきましては、昨年度も 6 月補正で予算措置していただい

	ておりましたけれど、昨年は、県などとの協議を行って、事業の中身の精査をしている状況でございました。 それから、6月議会で訴訟の提起を議決いただいた件につきましては、代理人弁護士を通じ証拠書類等を準備しまして、10月末日に福岡地方裁判所に提訴しております。 それから、12月に被告側から弁明、1月に準備書面等が提出されました。 それを受けまして、最終的には3月6日に判決が下りております。内容を簡単に申しますと、原告の請求どおり判決は下りております。 公営住宅の明渡し、滞納使用料の支払い、それから訴訟費用は被告の負担とする。 1番、2番につきましては、仮に執行することができるという判決でございます。 今現在は、控訴期間中になっておりますので、3月28日までが控訴期間になっておりますので、控訴期間までに控訴がなければ、判決の内容は確定する状況でございます。以上でございます。
委員長	他にございませんか。 石丸委員
石丸委員	今、田口委員のほうから出ました西田地区まちづくり推進委員会業務運営ということで、委託料が324万3,000円出ていますが、具体的な業務の内容に対する、どういふことで今回また委託料が上がっておるのかというのを、ちょっと説明いただきたいと思います。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 これまで22年から、22年は基礎調査でございますけども、それ以降計画のあり方とか勉強会、そういうものを含めてまちづくりの運営団体に、コンサルを介して業務支援をしていた状況でございます。そして、ワークショップ等も開かれていた状況です。毎月一度の頻度で行なわれてきた経過があります。 そういうことを踏まえても最終的な原案はできておりますので、その修正、予算も事業費もかかりますので、そういうところの精査をしながら、今度はキャッチボールもしていかなくはなりませんので、そういう費用を鑑みまして6回ほどの運営会議、またワークショップ等が開かれると想定しまして、それも専門のコンサル委託料として、費用を計上している状況でございます。
委員長	石丸委員
石丸委員	そうですね、これまでもワークショップ等をですね、大体やられてこられたというわけですけども、昨年は具体的に、じゃあ何回そういうことを行われたのかを。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	昨年度につきましては、先ほどの説明でお話したと思いますけれど、予算措置はしていただいておりますけれども、県との協議を主に動きまして、ワークショップ、運営業務委託料については執行しておりませんので、費用は使用していない状況でございます。
委員長	石丸委員
石丸委員	この件についてはですね、いわゆる西田地区のほうから、町のほうにボールが投げられとると思うんですね。だから、あとは町がどうするかということなんだろうと思うんですね。 だからまた、今回委託料が上がっていますが、また新たにワークショップを始めるということですか。もう1回投げられとるわけでしょうが、こういう事業にしてくださいということで。西田地区のほうからは。 町は、今の段階では、そういう事業は予算的にもできないという回答をしとるはず

	なんですね。だから、今年からまた新たに、そういう計画なり内容なりのことについてワークショップ等をしてもらおうと、そういうことですか。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 今まで計画がされてきた原案でいきますと、面的整備の面を含めて相当な事業費がかかる予定でございます。そういった中を精査して、町の財政計画なり財源措置がどういうふうにとれるものかを含め、町の今度は、ここまでの事業で進めることができないかというような提案をして、またそれに対して、また地元地域推進委員会等々の意見が出てきて、その調整を行わなければならないというふうに思っておるところでございます。
委 員 長	石丸委員、最後です。
石丸委員	もうこれからは町がどうするかということだろうと思うんですね。 これまでもう7年ぐらい、7、8年してきましたですね、このワークショップなり何なりというのは。さらにこれまだ、するというわけですか。 もうここ辺で、一応ボールが投げられとるわけですから、あとは町がどうするかということであって、さらにまたこれから先も町と西田地区が話し合いをしていくということですか。
委 員 長	町長
町 長	お答えいたします。 基本的に、今、課長が説明したとおりなんですけれども。 町といたしましては、私は、代表者の方と、今それぞれ協議をしております。その中で町の主張といたしましては、あくまで財政問題が一番であります。その財政問題を私は前面に出しながら、事業の妥当な範囲、妥当な工種等々について、今、検討させていただいているところであります。 したがって、元に戻るようなワークショップ等々にはならないとは思いますが、しかしながら過程がありまして、ワークショップで生まれた計画案でもありますので、必要であればそういったワークショップ的な会合も必要であろうと。そういったことで、今回までは計上させていただいているところでもあります。 ただ、言われるように、解決に向けて努力していきたいと思っております。
委 員 長	他に。
	河内委員
河内委員	予算書の46ページです。30目、19節負担金補助及び交付金。 住宅リフォーム補助を、限度額10万で100件の予算を上げていただいておりますが、申請が100件を超えた場合は、さらに上乗せというか、件数を増やしていただく予定はあるのでしょうか。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 今年度までは委員ご承知のとおり、補助金の予算措置としては2,000万円を確保しておりましたが、事務事業評価の中で、ほぼ達成しつつあるということで補助金を1,000万円に減額しております。 件数としましては、毎年度100件程度で推移しておりまして、今年度も予算見込みでいきますと、1,700万ほど申請が上がっておりますので、補助金の額としましては、そういう事務事業評価でほぼ達成しているということを勘案して、10万円というふうな要綱を作成する見込みです。 100件を見込むという状況になりますので、この予算措置で30年度は対応していきたいというふうに考えています。

委 員 長	河内委員
河内委員	私が聞いたのは、１００件を超えた場合、その人たちに対してどうするかということです。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 要綱上、予算の範囲内で執行するということになっておりますので、１,０００万円を限度として、現在のところ対応する予定でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	以前、以前ですね、これまでは町長もおっしゃっておいりましたように、予算を超えた場合は、補正で対応するという返答をいただいていたと思うんですが、それはできないんでしょうか。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 予算の財源収入等も勘案した上での予算措置でございますので、現状のところでは、今年度は１,０００万の予算の中で対応していきたいというふうに思います。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	町長も同じお考えでしょうか、お尋ねします。
委 員 長	町長
町 長	お答えいたします。 すべての事業について、やはり予算、入るを量って出を為すというのが基本でございますので、入る予定がないものを執行するわけにはまいりません。 したがって、補正的に余裕があれば、その選択肢の１つとして、このリフォーム事業じゃなく、すべての事業について制限を設けております。そういったことはご理解いただきたいと。 リフォームの重要性は理解しているがゆえに、単費でこれだけの予算を付けていることであります。当初は地方創生でございましたし、補助金がありました。 なくても、この効果等々を考えてですね、やっぱり１,０００万だけはやるべきだということで考えておりますので、ぜひ、ご理解をよろしくお願いしたいと。 もしさらなる要望が出ればですね、次年度等の当初でまた考えるべきだろうと、そのように考えます。
委 員 長	矢野委員
矢野委員	たいへん小さい話なんですけど、８４ページの住宅建設費の委託料のところの東小田団地落成式会場設営委託料、２４万５,０００円上がっておりますけど、こういう落成式の設営を委託してまでする必要があるのか。 するとすれば、例えばテントだけ張ってですね、どれだけ呼ばれるか分かりませんが、テントを張って、そこに椅子を持って行って、職員がそれだけすればですね、この２４万５,０００円は要らないと思うんですね。 そういうことを、ぜひやっていただければいいんじゃないかなと思っていますけど、わざわざ設営委託料、必要なのかということについて、質問をさせていただきます。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 東小田団地の落成式の会場設営委託料２４万５,０００円についてご質問があったわけなんですけど、現状といたしましては、イベント会社等々にテントから紅白幕なり音響設備等もセッティングしていただくわけなんですけど、町のほうで手当てができる

	分は手当をするような努力をして、経費削減に努めたいというふうに考えております。
委員長	他にございませんか。 奥村委員
奥村議員	８２ページの空き家専門相談員派遣費負担金とございますが、この空き家対策についての今までの推移と、このことについての詳しい説明とですね、今後どのような計画を立ててあるのかを、お尋ねいたします。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 昨年度空き家対策計画が策定されまして、筑前町の空き家率は３．４％、県の平均が１２．数％で、筑前町の空き家率というのは非常に少ないものでございます。 具体的にどういうものをされたかということでございますけれども、空き家対策特措法ができた関係で、他市町村にはそれに先駆けて空き家対策条例とかを策定されておりますけれども、現在は特措法があります関係で動いておる状況でございます。 去年の段階では２１件の空き家に関するクレーム、要望等がございましたので、特措法に基づいて現地調査、所有者調査を行い、文書による指導、助言等を行っております。 また、これにつきましては、国県も動いておりまして、福岡県では空き家対策連絡協議会が設けてあります。筑前町も一構成団体として一員となっておりますので、情報を共有しながら勉強会等々に参加し、情報収集しております。 それからまた、先行しております福津市、宗像市等に視察を行い、そういうところでは倒壊する恐れがある危険な空き家、また道路に倒れるとか、そういうものについては、簡易代執行なり行政代執行を行っている事例もございますが、筑前町においては、今先ほど申した程度の指導、助言までで終わっている状況でございます。 それから、先ほど言われました予算の関係は、派遣費用として、空き家にかかわる問題につきまして、弁護士なり司法書士、土地家屋調査士、諸々の見識を有する方がおられますので、そちらのほうに相談ができる制度があります。専門家を１人、希望される方に対しては派遣できるという事業でございまして、１人当たり１万２、０００円かかるわけですが、県費が２分の１出ますので、６、０００円出ますので、町負担が６、０００円ということで、一応予算を確保している状況でございます。
委員長	他にございませんか。 河内委員
河内委員	予算書の８４ページです。 ２目住宅建設費の１４節使用料及び賃借料ですが、住宅借上料、これは全額補助をしているんですか、お尋ねします。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 住宅借上げにつきましては、町のほうが民間住宅を借り上げて、その費用は町が不動産業者のほうに支払っております。これまでの東小田団地の入居者の家賃は、今までの家賃をいただいているという状況でございます。
委員長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 以上で、都市計画課の予算説明を終わります。
休憩	
委員長	ここで休憩をしたいと思います。 １０時４５分より再開します。

	(10:34)
再 開	
委 員 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (10:45)
委 員 長	教育課の予算説明を求めます。 教育課長
教育課長	教育課から予算書について、説明いたします。 時間が限られておりますので、簡潔に説明させていただきます。 平成30年度の教育課の予算につきましては、「学ぶ」のキーワードの下に、学力向上のための施策として英語教育、放課後学習、特別支援教育を3つの柱とし、施策に伴う予算の編成を行っております。 では、まず予算書の52ページをお開きください。 2款5項5目学校基本調査費です。昨年と同様の1万5,000円を計上しております。毎年5月1日現在での園児・児童生徒数及び教職員数の調査で、地方交付税の算定における基礎資料となるものです。 62ページをお願いします。 3款2項1目児童福祉総務費では、教育課の予算としてこども未来館の日常的な維持管理に伴う費用として353万8,000円を計上しております。 87ページをお願いします。 9款教育費の説明をいたします。 1項1目教育委員会費については、教育委員会の運営に要する経費として262万8,000円を計上しております。 88ページです。 2目事務局費では1億7,281万4,000円を計上しております。教育委員会にかかわる人件費として委託料、使用料及び賃借料が主なものです。昨年度より1,339万7,000円の増額となっております。 主な理由としては、1節報酬で、嘱託職員である指導主事1名を減員し、代わって教員からの割愛人事による指導主事1名を増員するための増額であります。 また、90ページの13節委託料で、英語教育推進のためのALT3名の派遣委託料1,185万7,000円の増によるものです。 91ページをお願いします。 3目私立学校振興費として6,553万3,000円を計上しております。 幼稚園就園奨励費補助金については、所要経費の一部を国が補助することになっており、基準補助率は3分の1以内とされておりますが、実質補助率は約20%となっております。 次に、学校予算について、説明いたします。 各学校とも目的によって学校管理費、教育振興費に分けて予算化しております。 学校管理費では、11節需用費の光熱費について、30年度から新電力を導入するために、各学校とも電気代が減額となっております。 13節の委託料の給食調理業務委託料については、30年度から新たな業務委託契約となるため、ほとんどの学校が増額となっております。 教育振興費については、特別支援教育支援員や学校給食牛乳代補助金、就学援助費などを計上しております。 なお、25年度から通級指導教室を三輪小学校に開設したため、三輪小学校費の中に通級指導教室費として目を設けております。 各学校の30年度予算につきましては、財政課が示された配当予算により、各学校

	の予算バランスを考慮し編成したところです。 では、2項三並小学校費から説明いたします。 1目学校管理費として1,795万8,000円を計上しております。主な増減は、光熱費の減、給食調理業務委託料の増によるものです。 92ページをお願いします。 次に、2目教育振興費として552万5,000円を計上しております。主なものは、特別支援教育支援員の賃金によるものです。 93ページをお願いします。 3項中牟田小学校費です。 1目学校管理費として3,353万4,000円を計上しております。昨年度より441万7,000円の増額となっております。 主な理由としましては、光熱費の減、給食調理業務委託料の増によるもの、また、95ページの15節の工事請負費で、プール循環ろ過装置修繕料315万6,000円が増の主な要因です。 2目教育振興費では1,156万4,000円を計上しております。前年度より123万7,000円の減額となっております。これは、デジタル教科書や扶助費の減によるものです。 96ページをお願いします。 4項東小田小学校費です。 1目学校管理費として4,203万8,000円を計上しております。昨年度より310万2,000円の増額となっております。 主な増減理由としましては、1節報酬で常勤講師報酬515万8,000円の増額、こちらは新小学2年生が35人学級編成に該当する予定のため、少人数指導特別教員を任用する必要が生じたためのものです。 その他、光熱費の減、給食調理業務委託料の増によるものです。 97ページをお願いします。 2目教育振興費では1,516万3,000円を計上しております。昨年度より79万9,000円の増となっておりますが、これは98ページの20節扶助費の増によるものです。 次に、5項三輪小学校費です。 1目学校管理費として5,723万8,000円を計上しております。前年度より553万1,000円の増額となっております。 主な増減理由としましては、光熱費の減、給食調理業務委託料の増、そして100ページの15節工事請負費の教室後部収納棚改修工事494万7,000円の増額によるものです。 次に、2目教育振興費では2,059万1,000円を計上しております。 こちらの8節報償費の遠距離児童通学援助費63万9,000円につきましては、こちらについては、町のほうとしましては、30年度については事業の実施を廃止するということですが、該当する三輪小学校の保護者等へのお話がまだ進んでおりませんので、協議が整い次第6月補正で減額をさせていただきたいと思っております。 次に、101ページの4目通級指導教室費として26万6,000円を計上しております。 次に、6項夜須中学校費です。 1目学校管理費として7,389万7,000円を計上しております。前年度よりも453万8,000円の増額となっております。こちらも光熱費の減、それから102ページの15節工事請負費で、夜須中学校にこれまで設置がなかった各教室の内線電
--	---

	話の設置工事費が442万8,000円、及び校舍1階の結露防止のための床改修工事費が356万4,000円の増額によるものです。 続きまして、103ページです。 2目教育振興費としては2,657万8,000円を計上しております。前年度より197万9,000円の増額となっております。 こちらの主な増減理由は、7節賃金で常勤講師賃金の減額を行い、11節需用費で教科書指導書、デジタル教科書の減額を行ったことによるものです。 次に、7項三輪中学校費です。 1目学校管理費として4,316万2,000円を計上しております。前年度より163万2,000円の増額となっております。 主な増減理由としましては、同じく光熱費の減、それから105ページの15節工事請負費でグラウンドブラック擁壁補修工事費が350万2,000円の増、それから18節の備品購入費で美術室用機の購入費として194万1,000円の増によるものです。 次に、2目教育振興費として1,498万4,000円を計上しております。前年度より834万1,000円の減額となっております。 主な増減理由としましては、7節賃金で常勤講師賃金を減額したことによるものです。 続きまして、113ページをお開きください。 9項文化財保護費です。 1目文化財保護総務費として459万9,000円を計上しております。 内訳としては、文化財保護審議会や文化財整理事務所の管理費等の一般経費となっております。前年より139万6,000円の減となっておりますが、主な理由としては、嘱託職員報酬を目間で組み替えたことによる減であります。 次に、2目埋蔵文化財調査費については201万9,000円を計上しております。ここでは開発行為に伴う試掘調査費用について計上しております。 14節の重機借上料が支出の主なもので、一部国県からの補助があります。 114ページをお願いします。 3目文化財補助事業費では2,517万4,000円を計上しております。財源としては、対象経費の2分の1が遺跡発掘調査費として、財源としては国県から補助されます。 内訳としては、目間組み替えによる嘱託職員と臨時職員の人件費が主なものであります。 次に、4目埋文調査受託事業費については、開発用地等で試掘調査により埋蔵文化財調査の必要が生じた場合の調査費用として、395万8,000円を計上しております。 主なものは、7節の賃金、13節の遺物写真及び遺物実測委託料、14節の重機借上料などです。前年度より255万円の減額となっております。これは、実績により作業員賃金を減額したことによるものです。財源はすべて受託事業収入の文化財調査委託金であります。 以上、教育関係の予算について、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 深野委員
深野委員	資料の18ページです。 中1ギャップの対策事業が廃止になっているわけですが、中1ギャップの問題というのは、非常に大事な問題だと思います。この廃止になった理由とですね、今後の対策をお聞かせ願いたいと思います。

委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 中1の英語で、少人数指導講師による中1ギャップ対策として講師を任用しておりました。講師を30年度2名については廃止しまして、それにつきましては、ALTの活用、雇用に財政面を振り向けたところです。 少人数指導につきましては、きめ細かな指導や基礎、基本の定着を図るためにとても有効な効果をあげられておりました。 32年度から本格実施となります新学習指導要領に対応するため、また、英語教育の推進を総合戦略の重点項目に掲げておまして、少人数講師に代えてALTをほぼ全校に1名配置しまして、小学校から英語に慣れ親しみ、中学校の英語科への小学校、中学校の段差をなくし、緩やかにスムーズに連携、移行を図るために手法を変え、より充実を図る目的としてALTに代えております。以上です。
委 員 長	山本一洋委員
山本委員	今の説明で、ちょっともう1回確認をしたいんですけど、中1ギャップ対策事業と、ALTに代え英語教育の推進を図るという、中1ギャップというのは、そういうことでしたのでしょうか。 私の認識不足かもしれませんが、小学校6年生が中学校1年生になったときの、いろんな対策の1つとして中1ギャップというのがあったのではないかというふうに思っていましたので、ちょっともう1回そここのところの整理、違うのか。 今、教育課長の説明では、平成32年度から英語教育というようなことで、もう小学生の時代から、中学生に上がるときにはしたいというようなことと、どうなのか、ちょっともう1回お願いをしたいと思います。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えします。 中学校に配置されておりました少人数指導特別講師につきましては、その目的は、確かな学力を育む教育環境の充実のために、町立中学校において実施する少人数指導を行うもの。英語若しくは数学の授業に応じて、個に応じた学習指導の改善に資すること、というふうな目的で実施しておりました。 29年度につきましては、夜須中学校、三輪中学校それぞれに英語の強化と定めて、英語力強化の指導を行っていただいております。 30年度につきましては、まず、中1ギャップと言われるような、中学校に入学した時点での躓きや学習の基礎を定着させるということを、まず英語に特化したところで、小学校からALTを活用しながら英語に触れて、小学校から入口を整えて中学校へスムーズに移行させることで、中1での学力の躓き等を改善するという目的のために配置しておるものです。以上です。
委 員 長	山本一洋委員
山本委員	内容は分かりました。英語に特化するというようなことのようにですけども。 英語だけでなく、他の問題もあるかと思うんですね。そういう部分も含めて、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上です。
委 員 長	他にございませんか。
	奥村委員
奥村議員	先ほど給食調理業務委託が30年度に新しく入札が行われるというような説明でございましたけれども、これは、契約は3年でしょうか、5年でしょうか、そこをちょっとお尋ねいたします。
委 員 長	教育課長
教育課長	平成30年度からの契約につきましては、5年の契約となっております。以上です。

委 員 長	福本委員
福本委員	資料の18ページの⑥の地域学校協働活動事業ということで、新しい事業ということで、これは委託されるということですから。 いわゆる学校とですね、委託という形で、しっかり内容について協議はされたのか、今後また新たに協議の場を持つと、その点についてお答えいただきたいと思います。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 本事業としましては、主管、担当の課が生涯学習課になります。 退職校長会等と協議内容については現在も行っておりますし、今後も密に連携を取って協議を進めてまいりたいと思っております。
委 員 長	福本委員
福本委員	協議がどうしても必要かということで、私の考えを述べますけれども。 いわゆる、例えば中学校3年生であれば、今の授業の復習という形でされるものか、また、今度は3年生であれば1年、2年生に戻してですね、戻られて復習という形でされるものか、そういったことで、やはり協議が学校とですね、しっかり協議をされる必要性を考えたわけです。 そういうことで、やはりスタートにあたって、協議はしっかりやっていただきたい。そして子どもたちが、学校に行くことが少しでも負担にならないようにですね、やはり授業嫌いとか、やっぱり遅れることでですね、授業についていけないことで、子どもたちが学校はやっぱり楽しくないとか、そういうことに結び付きますので、やはり協議をしっかりやっていただきたいと思います。以上です。
委 員 長	福本委員、先ほどの質問は、教育課じゃなく生涯学習課でございますので、回答は後でという形になります。 奥村委員
奥村委員	また、給食調理の委託の関係でございますけれども、これは、教育長か町長に答えていただきたいと思いますが。 今、筑前町、6つの小中学校がございまして、夜須中学校だけがまだ直営が残っております。この夜須中学校をですね、職員がいなくなるまで現在のまま行うのか、それとも職員があと1人、2人、何年か2、3年のうちには1人、2人減っていくかと思いますが、その職員に対してですね、1人になればまたそこで委託するのか、今後の見通しというのをお尋ねいたします。
委 員 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 組織的なこともありますので、教育委員会でお答えできる範囲でですね、お答えをしたいと思いますけれども。 教育委員会といたしましては、現在夜須中学校だけが直営で行っております。現在職員も3名ほどおりますので、その職員が随時年齢とともに退職していったりすることになってくると思います。 そういった場合に民間に委託してですね、そして、例えば他の部署とかですね、例えば保育所の調理とかですね、人数が少なくなればそういったところでの部署の異動とかによってですね、対応をして、将来的には全部の学校を民間委託、今、夜須中以外がやっているような方法で委託をしていきたいというふうに考えているところでございます。
委 員 長	他にございませんか。 河内委員
河内委員	予算書の97ページ、東小田小学校費の15節工事請負費ですが、これの内容は何

	でしょうか。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えします。 こちらにつきましては、小学校の黒板の張替えを行うものです。以上です。
委 員 長	木村委員
木村委員	お尋ねいたします。 これですね、私、何回も以前から、決算委員会、予算委員会で言っておりますので、ほんと言いくいんですけれども、樹木の剪定ですね。 これが今年も上がっていますけども、やっぱりいろんな背景ですね、今までなぜそれだけ違った値段でですね、今年なんか中牟田小学校と三輪小学校比べれば約4倍とか、そういう話なんですね。夜須中と三輪中比べても2倍とかいう話なんですね。 これが、いろんな後援会が絡んだりですね、今現在ある樹木の種類によっても違うとか、全部質問して、以前説明聞いてですね、承知したところなんですけど、やはり樹木というのは、毎年毎年やっぱり大きくなっていくわけですね、今委員会でもスクラップアンドビルドということですね、いろんななくせるものはなくしていかないかんということを出しておりますけども、このまま改善がですね、やっぱり見られないわけなんですね、私、以前からいろいろ質問しているんですけども。 これはこのままいけばですね、単年度では全部の学校の予算として、そう大きなものではないかもしれませんが、ほんと10年、15年、20年というスパンで考えれば、すごい大きいことになるんですね。 ここをですね、これから、教育委員会のもちろん管理であると思いますが、町長、いかがでしょう。この辺りを予算執行されてある執行部として、お尋ねいたします。
委 員 長	町長
町 長	お答えいたします。 今、ちょっと額の確認をいたしましたけれども、例えば三輪中が100万円、夜須中が27万5,000円ということの意味合いのご質問ということでよろしいですかね。
木村委員	いいですか。 数字上ですね、差の原因というのはですね、やっぱりいろんな後援会の背景であったり、今までその樹木をですね、そこに植えられた経緯ですね、その樹木の種類によってもすごく金額が余計にかかるとか、そういうことは全部お聞きしました。 その上でもやっぱり改善されてないんですね、ずっと。このまんま改善されないまま、ずっともう仕方ないから、今までの背景が仕方ないから、そのまんまこれからいけますかということですね、ちょっとお聞きしたいと。
委 員 長	町長
町 長	お答えいたします。 教育委員会部局の内容でありまして、権限等の問題もございます。 教育委員会と少し事情を聞きまして、そして対策等を考えてみたいと思っております。 教育長のほうから、少し見解を述べていただきます。
委 員 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 先ほど委員が申されたようにですね、おっしゃったように、確かに、特に三輪小学校の剪定の経費がかかっておるようではございますけれども、旧三輪町の場合は1中1小ということでですね、後援会組織をもう持たなかったというかですね、町がその分の予算を、後援会組織というもの1中1小だから、町イコール後援会みたいなもんですから、そ

	ういったことで経費をですね、そういった経費を予算から出してきたというような過去の経過がございます。 それと、特に前庭の広場とか庭と言いますかですね、そこにいろんな樹木がございまして、それぞれの記念碑としてですね、過去に、歴史的にそういう庭を整備してきたという経過がございまして、そういったことから、そういう樹木を要した部所が非常に多くなってですね、しかも松という特に剪定のかかるですね、管理がかかる樹木を配置している関係上、どうしてもそういった経費がかかっているのが現状でございます。 今後少しでも経費がかからないように、いろんな方法、対策を研究をしてみたいと思います。
委員長	木村委員
木村委員	今のご答弁も以前聞きました。全部ですね。 やっぱり木というのは、記念樹というのは植えられた方の思いが入るとるもんだからですね、それはなかなか扱えないというのも十分分かりますが、やっぱり何十年とそのまんまで、そしてこれから先もまた何十年とそうやってですね、余計費用がかかるということであればですね、やはりそれは改善していくべきではないかなと思いますので、ぜひ、少しでも改善できる、費用がかからん方向でですね、ぜひお願いしたいと思います。 それともう1点お尋ねします。 資料の18ページでございます。 ⑤のところでございますが、夜須中学校の高架水槽の取り替えが入っておりますけれども、これ水道に切り替わったんじゃないですか。水槽というのはまだ使ってあるんですか、お尋ねいたします。
委員長	教育課長
教育課長	お答えします。 夜須中学校の水道につきましては上水道です。 ただ、学校の水の供給につきましては、一度水道水を屋上の高架水槽のほうに溜めて、そこから下に配水するというようなことになっております。 今回、高架水槽に切れ目が入って、修理というのができないということでしたので、取り替えということにしております。以上です。
委員長	木村委員
木村委員	以前ですね、高架水槽に上げるためにポンプを使ってあると思うんですが、そのポンプが2台あって、もし万が一何らかあった場合止まるわけにはいかないから、もう1台を動かして、それをその間に修理するとかいうことで聞いたんですが、それがもう1台しか機能していないということを聞いたんですが、今の状態がどうか分かりませんが、それはもうきちっと使えるように直してあるものか、1台でされてあるものか、その辺りちょっとお尋ねいたします。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 28年か、年数のほうは29年、いずれかだったと思うんですけども、そのときに1台のほうの高架水槽のほうを修理して、今現在2台使えるような状態になっているということです。以上です。
委員長	山本一洋委員
山本委員	先ほどの三輪小学校の樹木の関係で、私はお願いをしたいと思っています。 三輪小学校の松の木は、合併前三輪町の時代の町木でも松でございます。 三輪小学校の松には、教育長も言われましたけども、歴史的な経緯があって、松と

	というのは、町民の方は非常に三輪小学校の松に対して思い出があると思います。 そういった経緯もありますので、記念樹という捉え方ではなく、松を考えていただきたい。これは、旧三輪の町民の思いでもあるというふうに思いますので、ぜひともこれは、継続をお願いしたいというふうに思います。
委 員 長	福本委員
福本委員	予算書の90ページですね、使用料賃借料ということで、三並小タブレットPCソフトウェア利用料ということで、118万8,000円と予算計上してあるわけですが、この問題については何も問題はないんですけども、三並小学校がですね、これまでICTのモデル学校として、これまで進めて来られておったわけです。 私は今後、他の学校についてもICTのいろんな活用ということで、町長もですね、一生懸命考えのもとにですね、他の学校もそれなりに施設を取り入れていただいております。 それで、三並小学校のモデルにあたっての成果と申しますか、そういったことが、分かる範囲内で結構ですけども、現在の三並小学校のICTの活用で成果があがっていると、そういったことで分かればお答えいただきたいと思います。以上です。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 三輪小学校のタブレット、パソコンソフトや利用ですけども、タブレットを導入していることについて、他校への取り組みを発信してあります。また、それが学力向上にも繋がっております。 そしてタブレットの導入と併せて電子黒板を導入している。こちらの連携の活用も進んでいるところです。以上です。
委 員 長	一木委員
一木委員	92ページから各学校に関連することでございます。 学校管理費の中の14節の使用料及び賃借料の中に、傷病児童生徒移送車使用料という項目がございます。これは、小学校4校と中学校2校含めてそれぞれでございます。 前年度も同金額で、金額的にはですね、少ない金額ではございますけども、これにつきましては、学校で児童生徒たちが傷病、病気とかケガとかが発生したときにですね、タクシーなどを使うのかなというふうに考えるわけでございますけども、金額的には少ない金額ではございますけども、30年度も計上されてありますので、これまでの実績等を踏まえてということかと思われますけども、昨年あたり、この利用の実態はどういうふうであったのかなということで、お尋ねをしたいと思います。 各学校でそういったことが発生したということであればですね、学校ごとでも分かればお知らせをいただきたいと思います。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 委員がおっしゃいますとおり、こちらの移送料使用料につきましては、児童生徒のケガまたは急な疾病等に対応するために、タクシーを利用するための使用料でございます。 現在も担任なり、または養護教諭等が病院へ運ぶ、連れて行く際に活用しているものです。現在も実績としては、ここの金額で活用されてあります。 具体的に学校ごとの回数は、今この時点では把握しておりません。以上です。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	教育振興費の中のデジタル教科書なんですが、これが説明によれば削減されたということなんですが、その理由をお尋ねしたいと思います。

委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 指導用教科書とデジタル教科書ですけれども、こちらは教科書の改訂に伴い発生するものでありまして、教科書の改訂が行われた場合には、教科書指導書も併せて購入するようになります。 また、デジタル教科書についても同様ですけれども、デジタル教科書については、額が高額なために単年度で買い揃えられないということがありますので、年数を分けて予算計上して、購入しているような状況です。 そういうことですので、教科書改訂で必要な教科書を一定買い揃えた場合に、予算のほうは削減されるというふうになっております。以上です。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	ということは、今後デジタル教科書は、順次買い揃えていくという認識でいいんでしょうか。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えします。 電子黒板等の活用もございますので、今後もデジタル教科書については、継続的に購入をしていきたいと思っております。 教科によっては単年で終わるものもあれば、複数年かけて揃うデジタル教科書もありますので、今後も計画的に予算計上はしていきたいと思っております。以上です。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	電子黒板も設置されていることですし、やはりこのデジタル教科書があることによって、教員の軽減にも繋がっていくと思いますので、ぜひ、今後ともよろしく願いいたします。
委 員 長	横山委員
横山委員	先ほど高架水槽の話がございました。 ちょっと時間が開きましたけども、認識の違いがあると思いますので、私の経験をもとにお話をさせていただきます。 まず、高架水槽の目的というのは、井戸水とかそういったものを上に溜めて、高いところに溜めて、その圧力で各水道に分岐をすると、水栓に分岐をするというのが目的でございます。 上水に変わった時点で、それらの上水に圧力があるわけでございますので、基本的には高架水槽は必要ありません。 それから、ポンプで上げるという話があったと思うんですけども、これもちょっと理解に苦しむ形ではないかなと思います。 どうしてそういう配管経路になっているのか、もう一度よく精査をしていただいて、見直ししてもらったほうがいいと思います。 要らないものにお金をかけるんじゃなくて、高架水槽から各水道に分岐をされているわけですから、その高架水槽から出ている部分に上水を繋げば、全く要らないというふうに思いますけども、その辺りはなかなかこの場では答弁できないと思うので、専門業者を呼んでいただいて、よく打ち合わせをしていただきたいと思います。 これは意見でございます。
委 員 長	奥村委員
奥村委員	今の横山委員の説明でございますけども、ポンプを通したり、高架水槽に一度上がることによって、衛生管理上も好ましくないと思われます。 それで私も同じようにずっと、あとで教育課に聞こうかなと思っておりましてけれども、今ここで申し上げます。

委 員 長	教育課長
教育課長	お答えします。 高架水槽それからポンプの設置につきましては、再度確認をしまして、どのような経緯で設置がされておるのか、どういった利用が好ましいのかというのを再度確認したいと思います。
委 員 長	河内委員
河内委員	予算書の１１２ページです。 昨日同和対策室長にお尋ねしたら、教育のことは分からないということなので、教育課にお尋ねをいたします。 ７目人権・同和教育推進費の中の１４節使用料及び賃借料の中に車借上料１２１万５,０００円が上がっています。これは、解放子ども会の子どもたちが移動するための車の借上げだという説明でした。 そのときに、各学校にある地方分会、その子たちが移動するときには、そういう補助はあるのかということでお尋ねしたんですが、教育のことなので分かりませんということでしたが、予算書に上がってないからたぶんないんだろうと思いますが、敢えてお尋ねをいたします。
委 員 長	教育長
教 育 長	お答えしたいと思います。 先ほどのですね、車の借上料については、解放子ども会の関係の車の借上代ということで説明があったというふうに、今、お伺いしております。 それ以外の子ども会については、当然町の予算を使っているんですね、そういった車の借上料は全く計上はしていないところでございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	別のことで、１点指摘をします。 予算書１０３ページ、１４節使用料及び賃借料、一番下の大刀洗平和記念館入館料、大刀洗の「大」の字がここだけ違っていますので、指摘をしておきます。
委 員 長	矢野委員
矢野委員	１００ページの三輪小学校教育振興費、報償費のですね、遠距離児童通学援助費６３万９,０００円、これは、該当者の方を集めて説明をして、だめだということになれば支給をすると。納得していただければ減額するというふうな話だったんですけど、そういうことでいいんですかね。 これは、しないということでは話をされて、我々議員もですね、了解したという話で、了解、ここで言うわけじゃないでしょうけど、そういうことはもうやめるべきじゃないかという話になって、説明されたとは思っていますね。 そういうふうに理解しておるのに、ここに予算を上げて説明をして、だめだったらやりますよという話は、それはおかしいんじゃないかと思うんですね。 逆だと思いますよ。 当然、これはやめて、出さなくて、説明してだめだったら、再度説明をして補正予算で出すということではないかと思います。 こういうやり方をするとですね、他にこんなやり方があったんですか、今まで。ぜひ、これはやめていただきたいと思います。
委 員 長	はい。
矢野委員	教育長から回答を願います。
委 員 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 この遠距離通学費についてはですね、議会にも事前にちょっとご説明しましたよう

	にですね、もう廃止するという方針でございます。 今回予算にはですね、このように上がっておりますけれども、方針としてはもうやめるということで、その方針がですね、決定したのが、それこそ予算書のほとんど、できる直前でありましたので、このような形になったことをですね、申し訳なく思っております。 方針としては廃止するということですので、しっかりと説明してですね、6月の議会では、この予算を減額するということでご提案を申し上げたいと思います。
委員長	矢野委員
矢野委員	こういう予算でですね、我々議会が可決するということは、難しいんですよ。どういうやり方であるのかというのをはっきり言ってもらわないと。 例えば、この予算は、この1項については凍結するとはっきり言っていないと、これを執行する可能性があるということしか捉えられないですよ。 そういうことで、この議会にかけていいんですか。
委員長	町長
町長	お答えいたします。 先ほど教育長からも説明がありましたけれども、この問題については、ぜひ、廃止をしたいというのが、執行部の考え方であります。 と同時にこの決定時期が、今、言われましたように、ちょっと遅れになったものですから、予算の積み上げ段階では、教育委員会の要望としては上がってきておったと。ただ、町長査定の中で、これを廃止をしたいという、私が指示をいたしました。 そういった中で、ちょっと予算の組み立ての中での、いくらか調整が適切ないところもあったと、そのように理解しております。 したがって、この予算は、ぜひ、執行については保留させていただくということで、ぜひご理解をいただきたいと思うところでございます。 執行する場合には、改めてこの議会の中で説明させていただくと。そのようなことで、今回のこの廃止予算については、ご理解をいただきたいと、そのように思うところでございます。よろしくお願いいたします。
委員長	河内委員
河内委員	予算書の90ページですが、13節の委託料、南部路線バス運行委託料588万、これとの関係はどうなるんでしょうか、お尋ねします。
委員長	教育課長
教育課長	お答えします。 こちらの南部路線バス運行委託料につきましては、民間の路線バスを活用して、町の通学バスとするために業務委託を取り交わして行っておるものです。 1台運行につきまして、それに委託料を支払っておりまして、現在の年間としての経費が588万というところになっております。 こちらのほうにつきましては、このまま継続してバスの運行を行う予定にしております。以上です。
委員長	田口委員
田口委員	93ページの11節の需用費の中でですね、教科書指導書、教師用教科書という欄があるわけでございますけれども、各小学校だけこの教科書の指導書、教師用の教科書があります。中学校にはありません。 小学生は、教科書は無料じゃないかと思っておりますけれども、教師用の教科書、指導書はお金がかかるわけですか、ちょっと勉強不足でお尋ねしますが。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。

	小学校につきましては、道徳が平成30年度から教科化になります。その関係で小学校にだけ教師用の指導書が計上されております。その分については、有料ということになっております。 ちなみに中学校につきましては、31年度道徳の教科化になる予定です。以上です。
委員 長	田口委員
田口委員	この道徳の教科書というふうなことで、これは国から命令ですか、県から命令ですか。そういう補助か何かはないとですか。自主的にやりなさいとか、どういうことですかね。
委員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 道徳の教科化については、国の方針でございます。 指導書につきましては、各教育委員会の判断で購入、購入しないということになります。以上です。
委員 長	他にございませんか。 梅田委員
梅田委員	101ページの通級指導教室、三輪小学校に設置していただいております。これは、ことばの教室等情緒面の子どもさんへの対応をしていただいております。たいへんありがたいことだと思っておりますが、三輪小学校ですので、夜須地区の3校から行かれる方たち、利用される方たちにとっては、ちょっとやっぱりそこに不便と言いますか、負担感が親御さんあると思うんです。 それで行く行くのことにしたいと思いますけれども、夜須地域にもう1カ所ぜひお願いしたいと思っております。 ということは、これは、県の教育委員会のほうにしっかり要請をしていただかないといけませんが、今後の教育委員会の考え方をお伺いいたします。
委員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 現在、三輪小学校にことばの教室とADHDの教室が2学級設置されております。確かにニーズが高まっております。入級の希望も多いところです。 今後につきましては、県の動向や県の施策に対する考え方を確認しながら取り組んでいきたいと思っております。以上です。
委員 長	梅田委員
梅田委員	開設に至るまでですね、県の教育委員会の認可と言いますか、が下りないとなかなか速やかにはいかないと思っておりますので、今からでもですね、県のほうにはしっかり要望、要請なりをしていただく、その手筈を整えていただきたいなと思っております。
委員 長	河内委員
河内委員	91ページ、22節補償補填及び賠償金、500万上がっておりますが、昨年の実績は何件で、いくらぐらい支払ったか、お尋ねをいたします。
委員 長	教育課長
教育課長	災害給付につきましては、30年2月末現在で小中学校合わせまして、発生件数が223件、給付件数が464件、給付額につきましては、249万8,937円を給付しております。以上です。
委員 長	河内委員
河内委員	28年度が195件の265万支払い、昨年が223件、249万の支払いということですが、500万も計上する必要があるのかどうか、お尋ねをいたします。
委員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。

	現在と昨年度の実績からいきますと、支給額については250万ということになっておりますが、こちらにつきましては、大きな事故等が想定されることもありますので、現時点では500万ということで組ませていただいております。以上です。
委員長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 以上で、教育課の予算説明を終わります。
休憩	
委員長	ここで休憩をいたします。 午後1時より再開します。 (11:49)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:00)
委員長	協議したい内容がございますので、暫時休憩をいたします。 委員の皆様は全員協議会を行いますので、控室にお入りください。
委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14:03)
委員長	生涯学習課の予算説明を求めます。 生涯学習課長
生涯学習課長	それでは、生涯学習課の平成30年度予算概要について、説明をさせていただきます。 予算書の106ページをお開きください。 9款教育費、8項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。 支出総額1億1,600万8,000円で、職員給与、嘱託職員、地域活動指導員、社会教育指導員等の人件費、及びPTA活動、青少年育成町民会議活動補助金や地域学校共同活動推進事業で取り組む各小中学校で実施する放課後子ども教室に係る経費が主なものでございます。 放課後子ども教室に係る経費は、総額1,316万1,000円でございます。 この事業に係る主なものは、8節の報償費で、説明欄に報償費とございますが、これは、地域学校協働活動推進員及び学習支援スタッフに係る謝金で257万2,000円でございます。 また、13節委託料の地域学校協働活動事業委託料855万4,000円は、2つの中学校の放課後学習に係る民間教育団体に委託する委託料でございます。 続きまして、107ページ、2目めくばーる学習館費でございます。めくばーる学習館、町民ホールの維持管理費用が主なものでございます。 予算総額3,602万9,000円で、めくばーる全体の電気代の光熱費1,347万円や清掃、植栽、施設管理及び保守点検の委託料でございます。 11節需用費の修繕費289万2,000円は、エレベーター修繕及び注水処理施設の修繕料等でございます。 13節委託料1,648万1,000円は、めくばーる学習館、町民ホール等の維持管理に関する経費でございます。 続きまして、予算書108ページ、3目公民館費でございます。予算総額1,226万6,000円となっております。 公民館長報酬、高齢者学級、及び公民館講座講師謝金、青少年事業の運営と自治公民館事業活動支援のための補助金でございます。 前年から440万程度増加しておりますけれども、主な要因は、予算書109ページ、

	19節負担金補助及び交付金の自治公民館等コミュニティ整備費補助金を634万2,000円計上していることが要因でございます。 これは、野町公民館改修、上高場公民館改修、下高場公民館改修に係る補助金でございます。なお補助率は、事業費の2分の1で、改修工事に係る補助金の上限は300万となっております。 同じく109ページ、4目公民館支館費356万8,000円でございますが、公民館支館、コスモス公民館の維持管理費用が主なものでございます。 前年より52万ほど増加しておりますが、2年に1回の車検費用や支館の樹木管理費を計上したことが主な要因でございます。 続きまして、予算書110ページ、5目コスモス図書館費では、予算総額4,269万3,000円となっております。 13節委託料では、図書館運営業務委託料2,743万7,000円計上しています。 また、TRCマーク委託料58万円は、新刊情報等、新館購入手続き及びそのデータベース化を行うシステム管理のためのものでございます。 18節備品購入費では、図書資料購入費650万7,000円を計上しております。 同じく予算書110ページ、6目めくばーる図書館費では、予算総額3,989万5,000円となっております。 13節委託料では、コスモス図書館と一緒にございます。 18節備品購入費では、図書資料購入費を506万4,000円計上しております。 続きまして、予算書112ページをお願いいたします。 8目文化振興費は、予算総額1,858万8,000円でございます。講演会、演奏会等の自主文化事業や文化団体である文化協会への補助、めくばーる町民ホール、コスモスプラザふれあいホールの舞台吊り物、照明、音響などの保守点検及びオペレーター業務が主な費用となっております。 前年当初予算より139万ほど増加しておりますが、これは、町民ホール調光操作卓のリース料を計上したことが主な要因でございます。 なお、調光卓につきましては、29年度に故障いたしましたので、29年度につきましては、補正予算で対応したところでございます。 続きまして、予算書115ページをお願いいたします。 10項保健体育費、1目保健体育総務費につきましては、863万3,000円計上しております。各種スポーツ大会、指導者研修会、スポーツ推進等の経費、体育協会、スポーツ少年団への補助が主なものでございます。 委託料のスポーツフェスタ事業につきましては、パークゴルフ、ソフトボール大会、ビーチボールバレー大会、うぐいすマラソン大会の運営を体育協会に委託しておりますので、その委託料でございます。 同じく115ページ、2目体育施設費で、予算総額4,235万6,000円でございます。体育館、グラウンド、町民プールといった社会体育施設の維持管理、学校開放施設による夜間照明の光熱費が主なものでございます。 11節需用費、修繕料は、三輪小学校体育館1階床張替、町民プール循環ろ過器の修繕等を予定しております。 13節委託料の体育施設管理委託料は1,011万4,000円計上しておりますが、農業者トレーニングセンター、三輪小学校体育館での三輪地区体育館施設管理業務などでございます。 また、昨年4月から多目的運動公園が野球場や照明の設置により全面的にオープンいたしました。それに伴い管理棟に管理人2名を午前9時から10時まで常駐させ、公園、運動施設の管理受付業務を行いました。多目的運動公園管理受付業務として779万9,000円計上しております。
--	---

	14節使用料は、前年より342万ほど減額となっておりますが、これは、長年の課題でございました農業者トレーニングセンター用地を平成29年12月に買収したことによるものでございます。 15節工事請負費は、町民プール、滑り台の2基のうち1基が劣化により使用できない状態になっており、1基を取り換える工事でございます。 以上、生涯学習課の予算概要の説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 木村委員
木村委員	資料のほう分かりやすいので、資料でお尋ねいたします。 18ページです。⑥の地域学校協働活動事業ですね、これはいわゆるアフタースクールのことだとは思いますが、県の高校退職校長会、こちらのほうに委託されるということですね、みたいですが、この校長会さんを選ばれた経緯と、なぜこの会に委託するものか、その辺りの説明をお願いします。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	県の高校退職校長会が、地域貢献をしようというふうに考えておられるようでございます。 1つは、中学生に関する進路に関する支援事業、もう1つは、小中学校学力向上に関する支援事業を行うというふうな計画をされております。 その情報収集を行いまして、今まで高等学校の教師ということで専門性があるということで、退職校長会に委託しようというふうに考えておるところでございます。
委員長	木村委員
木村委員	今の説明だと、向こうから提案があったということなんですか。そうですね、今の説明だったらですね、向こうからこうやって貢献したいという申し出があったということですね、今説明されたんですけれども。もう1回その辺りを。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	向こうから提案があったのではなく、こちらから、そういう校長会がそういう事業をしようという情報を仕入れましたので、逆にこちらからですね、お願いするというふうな感じでございます。
委員長	木村委員
木村委員	なんかよく伝わっているような、伝わっていないような。そうですね、大体のところは分かりました。いいです。 事業に対してですね、そこが適当と認められて委託されたということであろうと思いますので、分かりました。 この委託料がですね、855万4,000円になっておりますけど、かなり高額ですけども、聞くところによりますと、小学校でもアフタースクールをされてあると。 しかし、そちらについての講師の方は費用弁償程度でですね、されてあると聞いております。ものすごく差があるんですけども、例えば、これをもうちょっと絞ってですね、小学校のほうにその予算を回して、そちらを充実させるとか。そういうことは、考え方はできなかったんでしょうか。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 小学校のほうは学校の先生と、あと地域のボランティアの方で学習支援をするようにしておるところでございます。 中学校は、やはり地域の方じゃなくて、やっぱり専門性のある講師の方が必要ということでございますので、それなりの委託料がかかるということで、予算計上をしておるところでございます。

委 員 長	木村委員
木村委員	専門性をもってですね、じゃあ教えるために高い、結局高度な教育を受けられて、いろんなですね、されてそこに臨まれるというのであれば、それだけの費用を弁償せないかんということが多くなるんでしょうけど。 今、小学校のアフタースクールですね、いろいろボランティアで入ってもらうようになっているみたいなんですけれども、結構しっかりとしたですね、元教師の方とか入ってあるわけで、できるだけですね、そのあたりの格差がちょっとでも埋まるような取り組みをお願いしたいと思います。 それともう1点だけお聞きしたいんですが、前もって学校教育課のほうからいただきました資料、全協のときにですね。 ここに平成30年地域学校協働活動推進事業ということで銘打ってありますけども、この取り組みはですね、特定年度だけで考えてあるものか、試験的な意味合いも今含んで30年スタートだと思うんですけども、もしこの結果が出ればですね、継続していくなり、今度は同じ取り組みを小学校でも拡充するなりですね、そういうふうな今後の予定はどうなっておりますでしょうか、考え方。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 この事業は30年度から始めますけども、30年度限りということでは考えておりません。継続して行うということで考えております。
委 員 長	山本一洋委員
山本委員	ちょっと関連をしますけれども、前教育長の大雄教育長のお力もいただくというようなことは、ちょっと聞いておりましたけれども、たいへん良いことだろうとは思いますが。 ちょっと内容について伺いますが、退職校長会というようなことで、何人ぐらいおられて、どういうところの方が来られるのか。 と言いますのは町内にですね、やっぱり退職されて、専門の数学とか英語の、専門の先生方もおられると思います。地域のそういう方の力もですね、私は、活用すべきではないかというふうに思っていますが、そのところの何人か、どこからお出でになるのか。そういうところも含めてですね、伺いしたいと思います。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	退職校長会のメンバーが何人かというのは把握をしておりません。 今回委託しようとしているのは、筑後地区の方ということで、ひょっとしたら町内の方も含まれている可能性がございます。以上です。
委 員 長	山本一洋委員
山本委員	もう30年度から始められるわけでございますので、それでいいのかなとは思いますが。それ以上は、ちょっといいです。 じゃあ内容について、ちょっと伺いますけれども。 中学生の場合7時からということになっておるようで、夏場なんかはクラブ活動も6時半過ぎぐらいまで、6時半でしょうか、下校がですね。 だいぶ近くまでなってきますと、じゃあそれ以降、例えば帰って、また来るということが不可能な部分の子どもたちも、生徒も出てくるかと思いますが、じゃあそれまで、学校の教職員の負担にもなると思いますけれども、その子たちはどこにいるのか。そういうことも含めてですね、時間帯の関係も考慮すべきではないか。また、小学校の部分にもその関係はあると思います。出てくると思いますので、そういうところをちょっとどういうふうにお考えか、お尋ねをしたいと思います。
委 員 長	生涯学習課長

生涯学習課長	運営にあたっての懸念事項だというふうに思いますが、部活動、夕食、あるいはですね、家族との連絡体制とか、また家族の協力もですね、仰がないかんというようなこともあるかと思いますが、今後各学校と協議を行って、運営方法のですね、あり方等を検討していきたいというふうに思っております。
委員長	奥村委員
奥村委員	同じく⑥で関連した部分もあるかと思いますが、これ40人クラスで、1学校120名ですか、そして授業料2,000円ということでございますが、塾に行けないそういう家庭の子を対象にしたと、そういう説明も聞いておりますが、その2,000円も払えないような家庭は、そしてまた兄弟がいれば4,000円ですよ、負担が。そういう家庭はどうされるのか、お尋ねいたします。
委員長	教育長
教育長	お答えいたします。 今、やはりですね、そういった経済格差による学力の格差というのがですね、社会的にも問題になっております。 近隣の市町村においてはですね、相当な予算、数千万円という予算を計上してですね、そういった民間の塾に委託をして、やっているような自治体もあるようでございます。 本町につきましては、少しでもそういった経費をですね、少なくて効果が出るようにということで、先ほど申し上げましたように、退職校長会のほうの情報をつかんでですね、こちらからその詳しい内容を聞き、そして、うちでそれがどうにかできないかということですね、今に、計画に至っているわけですがけれども。 そういった中で、やはりどうしてもですね、2,000円というのがですね、どうなのかというのはあると思いますけど、それでもかなり民間の塾に比べると低額ですね、1カ月2,000円ということですので、そこまでの高負担にはならないのかなということですね、それはやってみらんと分かりませんが、できるだけ少しでも、また将来的には金額が下げられる、あるいはもう少し所得によっては助成ができるかですね、そういった研究も今後は必要かなというふうに思います。
委員長	河内委員
河内委員	関連ですが、その授業料というか、2,000円についての徴収条例とか徴収の要綱はもう作られているんですか。 もし、そういう家庭があるんだったら、その要綱の中で減免制度を作ればいいことであって、そういう考えはないのか、お尋ねします。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	現在、その要綱を作成中でございます。
委員長	河内委員
河内委員	もう1点聞いていたんですけど、その要綱の中に軽減の条項、例えば、就学援助にあたるような収入の家庭とかに対しては、減免措置を取るというような項目を入れていただきたいんですが、そういう考えはあるかどうか、お尋ねします。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	現在のところは考えておりませんが、今後研究・検討していきたいというふうに考えます。
委員長	梅田委員
梅田委員	115ページなんですけど、負担金補助及び交付金の全国規模大会出場助成金というのが組まれております。 確か今月号の広報だったと思いますけれども、テニスの全国大会、全国規模の大会に出られた方、また、レスリングもそういう大きな大会に出られた方の、本当に子ども

	もたちが頑張っている姿が報道されておりました。載っておりました。 やはり町民の方は、子どもさんのがんばる姿を応援したいという気持ちをお持ちで ございます。 そういったことで、こういう子たちにもっともっと町として遠征費と言いますか、 こういう補助金を出していただきたいなというご要望がございましたんですが、この 助成金制度に関しまして、何か要綱的なものがあって、こういう場合には出すんです よというふうなものに基づいて出されているのか、お尋ねいたします。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	内規的なものを作っておりまして、旅費、宿泊費の2分の1程度をですね、補助金 として出しております。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	ありがとうございます。 今まで最高額、どのくらいの金額、補助されているのか、分かりましたらお尋ねし ます。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	最高額は分かりませんが、団体で行く場合は当然増えるわけございまして、 そういう場合はかなりの金額になるということでございます。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	組まれている予算額が40万でございまして、厳しい財政の中で、これ例年どおり なのかなというふうに考えますが、やはり未来ある子どもたち、がんばっている子ど もたちを応援するためにはですね、今後の課題だとは思いますが、どうか前向きに、 大いに応援助成をお願いしたいということを、要望として申し上げておきます。
委 員 長	山本一洋委員
山本委員	予算書の112ページの文化振興費の委託料の自主文化事業委託料が、昨年550 万だったと思いますが、ちょっと減っているのではないかと思います、この要因と いうか、それをお尋ねしたいと思います。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 昨年から確かに減額をしておりますけれども、今回、平成30年度放課後子ども教室 を全小中学校ですと。それから町民プールの滑り台、先ほど説明いたしましたけど も、2基あるうちの1基が使えないということで、それを取り換えるということもあ りまして、生涯学習課に配分された予算の中で、これを活かしまして今回減額をした ところでございます。
委 員 長	山本一洋委員
山本委員	配分を受けて、それを調整するためにこの文化事業のこれを150万ぐらい減らし たということのようですが。 私は逆にですね、前回もちょっと話をしたかと思いますが、友の会というグル ープを作って、よそはあっているところはありますけれども、例えば年会費いくらと。 例えば500人友の会会員、回数作れば、例えば2,000円の500人作ればですね、 いくらになるかというようなこと。 そういうような形でですね、稼ぐじゃないけれども、500万以上のものを、観客 を動員する内容を持ってくれば、500万以上の使用料が稼げるようなですね、そう いう取り組みをしてほしいんですよ。 ここが100万、150万減らしてじゃなくてですね、そういう考え方に立ってほ しいと思って、要望になるかもしれませんが、そういう私が提案をしていたそ ういうものも協議、研究をされたのかなと。どういうふうに考えてあるか、ちょっと

	お尋ねしたいと思います。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 自主文化検討委員会というのを、昨年8月ぐらいだったと思いますが、そこで立ち上げまして、3回ほどの会議等もして、今年度の事業について計画をしてきたところでございます。 若干予算の関係で、計画どおりに行かない部分もあったかと思いますが、今回当初予算に計上した予算の中での計画をしておるところでございます。 また、稼ぐということがございますが、無料で入場できるものもありますし、民間がやっているような事業ではございませんので、一応経費の何%が、収入が目標ということがございますので、それに向かってですね、その目標に向かって対応していきたいというふうに考えております。
委 員 長	山本一洋委員
山本委員	私はですね、大胆に考えたほうがいいと思うんですよ。 例えば、昼・夜講演をできるような講師を雇ってきて、その講師に、例えば300万円払えるような講師を雇ってきて、昼・夜講演で満杯にすれば、3,000円取ればいくらになるのかと。 逆にですね、そういう増やすためにはどうしたらいいかというような形ですね、考えていただきたいなと。限られた予算の中からそれを、何回やっていくら使うかということよりもですね、そういう視点にも、私は、ホールを稼働させていくためにはですね、めくば一るそのものをもっと稼働させるためには、そういう考え方も必要ではないかと思っていますので、ぜひ、ちょっともう1回決意をお願いします。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	限られた予算でございますので、例えば年間500万の予算といたしまして、1人の方で300万かかると。じゃあ、あと残り200万ということで、例えばあと2、3回しかできないと。今が年間8回から9回ぐらいのですね、講演とかコンサートを行っておりますけれども、予算がですね、1,000万とかあればそういう方を呼んでもですね、逆に収入も増えるかもしれませんが、現状では4、500万の予算でですね、そういう方を呼んだら、あとはもう何もできないというふうな状況になりますので、そこら辺は考慮していきたいと、考慮して計画をしているところでございます。
委 員 長	山本一洋委員
山本委員	私は300万使えという話をしよるんじゃないくて、満杯にするための方策としてですね、ホールが。 じゃあ聞きますけど、あのホール、稼働率どうですか。下がっていませんか。増えていますか。 私が言いたいのはですね、そういうことじゃなくて、例えば限られた予算の中で、じゃあ回数を減らせとか、高い人を持って来てやれというような視点で言ってるんじゃないくて、増やすための方策として、例えば会費を余計取るとかですね、入場料を余計取って、すれば増えるわけで。 だから、そういう視点を持ってほしいなということ言ってるんです。もういいです。
委 員 長	教育長
教 育 長	山本委員のほうからですね、参考になるご意見ですね、ありがたいと思います。 いろんなそういった面からもいろんな提案をして、今年度どういった文化事業をやっていこうかという委員会を立ち上げておりますので、そんな中でもいろんなアイデアを出し合ってですね、より良いそういう活気のある事業ができ、そしてあそこの稼

	働率がより上がるようにですね、研究も深めていきたと思います。
委 員 長	河内委員
河内委員	予算書の１０６ページです。 ８節報償費に家庭教育学級が出てきますが、これは保護者を対象にした学級だと思うんですが、全小中学校でどれくらい取り組まれているのか、参加人数どれくらいか分かりましたら教えてください。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	参加人数はここで把握しておりませんが、２９年度につきましては、夜須中以外の各学校は開催をしてあります。以上でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	私もはるか昔ですが、子どもの小学校の頃、家庭教育学級ずっと参加させていただいていたんですが、夜須中がされていない理由は为什么呢。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	夜須中がなぜされていないというのは、私のほうでは把握しておりません。
委 員 長	河内委員
河内委員	家庭教育学級って本当に保護者のためになるいろんなことを勉強してまいりました。その辺も調べていただいて、夜須中でもぜひですね、取り組んでいただくようによろしくお願いしますとします。
委 員 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 以上で、生涯学習課の予算説明を終わります。 これで歳出を終わります。
委 員 長	それでは続きまして、歳入の説明を求めます。 財政課長
財政課長	歳入について、説明をさせていただきます。 予算書の１１ページをお願いいたします。 １款町税は２９億５,２２０万６,０００円を計上しております。前年度比６.４％の減です。 内訳につきましては、１４ページとなりますけど、町民税が１.３％の減、固定資産税が１.９％の増、軽自動車税が５.３％の増、たばこ税が１０.３％の減、入湯税が１３.１％の減でございます。 １１ページに戻りますが、２款地方譲与税から５款株式等譲渡所得割交付金までは、実績により前年度と同額で計上をしてしております。 ６款地方消費税交付金から１０款地方特例交付金まではそれぞれ増額となっておりますけど、前年度決算見込額により計上をしてしております。 １１款地方交付税は３６億５３９万１,０００円で、前年度比６,５５１万９,０００円の減で計上をしてしております。合併算定替特例の削減等により減少をする見込みです。 なお、国における地方財政計画の地方交付税総額は１６兆８５億円、前年度２９年度よりも３,２１３億円の減少となっております。 １２款交通安全対策特別交付金６３０万２,０００円、前年度とほぼ同額です。 １３款分担金及び負担金２億４,８９４万８,０００円、前年度より４,１５１万７,０００円の増額であります。増額の主な要因は保育所入所者数の増加による保育料の増額によるものです。 １４款使用料及び手数料は２億２,４６４万１,０００円、前年度より６３４万４,０００円の減額です。大刀洗平和記念館入館料の減に伴うものです。

	15款国庫支出金12億5,276万円、前年度より2億2,478万円の増額です。増額の主なものは、障害者自立支援給付費の増加に伴う民生費国庫負担金の増、及び町営住宅東小田団地建替えに伴います土木費国庫補助金の増によるものです。 16款県支出金12億7,423万4,000円、前年度より2億9,282万7,000円の増額です。 増額の主なものは、障害者自立支援給付費の増加に伴う民生費県補助金の増、及びトンネル補助金でありますけど、強い農業づくり交付金によるものでございます。 17款財産収入2,775万4,000円、土地の貸付収入並びに各種基金の利子でございす。基金利子収入の減額を見込み、前年度より722万5,000円の減額で計上をしております。 18款寄附金8,492万円、前年度より3,975万9,000円の増額です。ふるさと応援寄附金の増加及び社会福祉協議会からの寄附金収入によるものです。 19款繰入金7億2,213万2,000円、前年度比4億3,082万2,000円の大幅な増額となっておりますが、前年度当初予算が骨格予算であったこと、及び両筑平野用水事業負担金一括償還のための繰り入れによるものでございます。 25ページが各繰入金の内容であります、財政調整基金繰入金は2億1,912万6,000円でございす。 なお、14節の多目的運動公園整備等基金繰入金の説明欄に、上記と同じような説明が表示をされておられません。システムへの入力漏れでございす。たいへん申し訳ございせん。 11ページに戻りますが、20款繰越金は2億円を計上しております。 21款諸収入1億4,664万3,000円、前年度比6.8%の増です。 22款町債6億8,590万8,000円、前年度比1億3,296万8,000円の増です。 当初予算ベースにおける公債費元金償還に対します借入金の割合は54%となります。 以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 横山委員
横山委員	自主財源確保、基準財政収入額の確保ということについて、昨日の石丸委員の質問で、自主財源確保に努めなければならないということでございました。 その中で基準財政収入額29億円ということでしたが、この内容は、一覧表で言いますと、予算書P2、1町税の中の地方税、町民税であるとか固定資産税であるとか軽自動車税、その他ございすけども、このことだと思われすけども、この税は、他の自治体と比べて、比較をしまして、筑前町の税率はどうかということ、高いのか安いのか、もし違うのであれば説明していただきたいと思ひます。
委員長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 基本的にですね、税率のことをお尋ねと思ひます。税率については標準税率でございす。固定資産税が1.4%でございす。それから、軽自動車はもう決まっておりますですね、金額というのは。それから、町民税は10%、その内の40%が、4割が県民税ということになっておりますので、税率としてはですね、近隣と変わりません。 ちょっと申し上げれば、朝倉市は固定資産税は1.55%、ちょっと高かったと思ひておりますが、そういうことでございす。
委員長	副町長

副町長	今、朝倉市1.55ということで、うちが1.4ということで、私調べたら26年から1.5になっておるみたいです。 この0.1というのが非常にですね、魅力のある数値でありまして、これをわが固定資産税に置き換えると、これを今1.4ですけど、1.5に換えるとですね、大体1億円ぐらい増えるわけですね。 隣の筑紫野市、固定資産は1.4ですけど、プラスの都市計画税、これが0.2から0.3都市部は取られておるわけですけど、これに置き換えると2億、3億というような形になるわけです。 単に何が言いたいかというと、やっぱり新しい住民がですね、筑前町に来ていただいて、どんどん家を建ててですね、そういう税を増やしたいというふうに思っております。 1人転入して来られて、家建てられると、大体1,000万以上の土地と家屋の評価になるわけですけど、1,000万だったらいくらになるかというと、その1.4%ですから、大体14万。隣で建てると17万ぐらいなるというような形になるわけです。 そういうことですね、自主財源をそういう面でも増やしたいというふうなことで、昨日ちょっと申し上げたところでございます。以上です。
委員長	他にございませんか。 横山委員
横山委員	歳入の予算とはちょっと違うかもしれませんが、1つお尋ねをいたします。 今言われた固定資産税でございますけども、空き家問題と絡んでいると思うんですね。 ご存じのとおり、固定資産税の価格が6分の1ということで、なかなか空き家が減らないということだと思うんですけども、ちょっと関係ないかもしれませんが、この辺りもやっぱり危険な家屋ということで解体していただいて、それなりの固定資産税をいただくというようなことも考えてほしいなというふうに思います。これはお願いでございます。以上です。
委員長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 基本的に、いわゆる家屋の特例がありますから、6分の1課税です。 このことについてはですね、いわゆる空き家の特措法の中でですね、認められれば、いわゆるそれを除外できるというふうに税法上なっています。ですから、そこが進めばそういうふうになります。 ただ、基本的に税務課、町の判断ですることがなかなか難しいということでございます、これは。これは以前から言われていたことです。 住めないのに、なんで家屋とするのかというのがですね、論議になっていましたけど、結論は出ていません。 今回空き家の関係でですね、認められればこれは外していいと。これは税法上なっていますから、そういうふうな方向で進めて行かれると思います。
委員長	河内委員
河内委員	子ども・子育ての国支出金、県支出金の割合、分かりましたら教えてください。それぞれ出てきますが。
委員長	財政課長
財政課長	確認をさせていただきます。あとで報告をさせていただきます。
委員長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。

委 員 長	次に、議案第15号「平成30年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	お疲れさまです。 それでは、特別会計のトップバッターとして、健康課から国保特別会計の予算説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。 お手元に、平成30年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算書をお願いいたします。 今回、50年に一度と言われます国保改革が4月から始まりますが、これは国保制度を将来に向けて安定的に運営するための制度改革であり、県から1月中旬に納付金等が示され、本格的に国保予算編成に着手し、国保被保険者の急激な負担増の回避、激変、混乱が生じないための対応、本町は負担緩和措置団体に入りましたが、予算編成の中で赤字も見込まれましたが、平成30年度の国保税率につきましては前年度から変更せず、法定外繰入金等の維持も行い、それぞれに課題もございますが、4月から円滑なスタートができるよう平成30年度の国保特別会計予算編成に努めております。 この制度改革によりまして、これまでの予算科目の変更、廃款、廃目が生じておりますけれども、新設された歳出3款国民健康保険事業納付金につきましても、全員協議会で資料とともにご説明させていただいておりますので、この委員会では省略させていただきます。資料を参考にいただければと思っております。 それでは、平成30年度国保特別会計予算書の1ページをお願いいたします。 平成30年度筑前町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ33億394万8,000円と定める。 前年度から6億7,846万3,000円の減額となり、主な要因としましては、国保制度改革に伴う高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業等の廃止によるものです。 第2条、一時借入金の最高額を5億円と定めております。 第3条は、歳出予算の流用について、定めたものです。 事項別明細書で、歳出から説明いたしますので、13ページをお願いいたします。 1款1項1目一般管理費は、国保事業の人件費及び事務費ですが、前年度から1,008万3,000円減額の5,216万5,000円の計上です。 減額の主な要因は、30年度からの国保制度改革に伴う国保市町村事務処理標準システム導入委託料1,386万7,000円の減額によるものです。 また、13節委託料の人材派遣委託料156万2,000円は新規計上となっておりますけれども、これは、昨年度補正予算対応させていただきました職員の育児休暇代替によるもので、9月までの予算となっております。 次に、14ページをお願いいたします。 1款2項1目賦課徴収費は、国保税を賦課徴収するための予算で、前年度から1万7,000円減額の284万4,000円と、ほぼ同額の計上とさせていただきます。 1款3項1目運営協議会費は、主に国保運営協議会開催時の委員の日額報酬5回分での計上です。 平成30年度は、特に今後に向けての税率改正をはじめ、国保財政健全化運営について協議していく予定でございます。

	2款保険給付費23億4,611万4,000円の医療費につきましては、過去3年の医療費及び被保険者数の伸び率等により算出をしております。 うち2款1項療養諸費は、主に一般療養給付費の入院増加傾向によりまして、前年度から2,045万9,000円増額の20億1,641万4,000円と全体予算の61%を占めております。 15ページをお願いいたします。 2款2項高額療養費は、実績等を踏まえまして、前年度から442万8,000円減額の3億1,329万2,000円での計上です。 2款4項出産育児諸費は、前年度同額の35人分での計上で1,470万円での計上としております。 16ページをお願いいたします。 2款5項葬祭諸費も前年度同額で、50人分の計上で150万円の計上としております。 3款国民健康保険事業納付金は、制度改革によります新たな予算科目でございまして、これまでご説明してきましたように、県が保険料収納必要額を市町村ごとの被保険者数と所得水準で案分し、それぞれに医療費水準を反映することにより、市町村ごとに納付金が算定されたものでございます。 一般、退職合わせて総額8億5,137万7,000円を計上し県へ納付することになります。 17ページをお願いいたします。 6款1項2目疾病予防費923万4,000円は、レセプト点検や医療費通知などの経費を計上しており、前年度から7万円増額ですが、増額の主な要因としましては、新規でございまして12節役務費、点検事務等手数料14万6,000円で、これは、平成30年度から国保連合会にはり・きゅう・マッサージ等の療養費点検をお願いし、点検強化に努める事務手数料でございまして。 18ページをお願いいたします。 6款2項1目特定健康診査等事業費は、前年度から63万2,000円減額の2,766万5,000円を計上し、平成30年度は特定健診受診率38%を目標に事務事業を行いたいというふうに考えております。 減額の主な要因は、13節委託料、特定保健指導委託料116万7,000円減額の183万6,000円で、これは、保健指導対象者の数を減らしたのではなく、対象者の数は変わらず委託を行っています結核予防会からの保健師派遣対応日数を調整することで委託料を減額するもので、予算工夫をしたものでございます。 また、前年度から引き続き特定健診受診率向上対策として、専門業者への受診勧奨業務委託料342万4,000円を計上しております。 平成29年度は過去の受診データ等を分析し、個人ごとの特性に合った受診勧奨を行うことにより、受診率を上げるというものを行い、平成29年11月末時点で、現在2.1ポイントアップしているような状況でございます。 分析結果から、生活習慣病のレセプトがある方は、受診しやすい傾向にあるということも分かっております。 平成30年度は、この分析からさらなる生活習慣病のレセプトがある方の掘り起こしを行うとともに、19節説明欄で負担金補助及び交付金としか上がっておりませんが、30年度からの新規で特定健診未受診者で病院にかかってある住民の方の血液検査等のデータを国保連合会を通じて収集し、受診率アップに繋げようとする取り組みでございまして。 この説明欄の表示は、誠に申し訳ございませんが、不親切な表示となっております。本来は医療情報収集事業費負担金としての説明書きにならなければならないとこ
--	--

	ろを、そういった表示になっております。次から十分注意いたしたいと思っております。たいへん申し訳ございません。 19ページ、8款公債費は、基金からの繰替運用利子と金融機関からの一時借入金に対する利子です。 9款諸支出金の7目から9目のそれぞれ100万円は、これも説明書さが償還金利子及び割引料となっておりますが、それぞれの過年度超過した負担金等の返還金を頭出しした金額でございます。 20ページ、10款予備費は前年度から1,500万減額の500万円としております。これは、制度改革によりまして、基本的に保険給付費の増加に伴う予算上の措置は不要という指導もございまして、保険税収納不足が生じたときは、財政安定化基金の活用が見込まれることから、予備費の計上は必要最小限でという指導を受けております。平成30年度は500万としております。 この保険給付の増加に伴う予算上の措置は不要と言いますのは、制度改革によりまして、基本的にかかる保険給付費は、歳入で今から説明いたします県から交付される保険給付費等交付金で対応するためになっております。 次に、歳入を説明いたしますので、戻りまして8ページをお願いいたします。 1款国保税です。被保険者数の減少傾向から推計いたしまして、前年度から3,482万4,000円減額の6億5,279万円で計上しております。 なお、収納率につきましては全員協議会でご説明しましたように、納付金算定基礎が95.43%となっていますことから、同じ95.4%での見込み計上とさせていただいております。 4款督促手数料は前年度と同額を見込んでおります。 9ページ、6款1項1目保険給付費等交付金は新たな予算科目であり、23億8,363万6,000円を計上しております。 このうち普通交付金23億2,435万6,000円は、先ほど歳出の予備費で説明いたしましたけども、歳出2款保険給付費に要する費用を計上しているもので、歳出2款1項の療養諸費から3項移送費の合計23億2,990万6,000円になりますけども、その額から2款1項5目の審査手数料555万円を差し引いた額を計上しているものでございます。 したがいまして、医療費に係る経費は、基本的にこの県からの普通交付金で対応するということになります。 次に、特別交付金5,928万円は、保険事業等を支援するなど、説明にありますように、4つの項目に分かれております。 特別な事情に対し、その事情に考慮し交付されるもので、詳細に係る要綱等につきましては、平成30年度に入って県から示される予定でございます。 現在、予定として示されている分で推計し計上しているものでございます。 このうち保険者努力支援分は、平成28年度、29年度と前倒しで行われておりましたけども、平成30年度から本格運用になり、市町村分として500億円程度の中で、特定健診受診率向上、医療費適正化や収納率向上などの、それぞれの指標に対して取り組み、インセンティブが与えられるものでございまして、納付金から差し引いて、標準保険料率も算定され、納付金財源の一部となり得るものでございます。 町長政策提言の「稼ぐ」にも繋がることから、収入源として前向きに取り組みに努めたいというふうに考えております。 10款1項1目一般会計繰入金は、前年度から574万6,000円増額の2億6,279万7,000円を計上しております。 1節から5節までは前年度から減額計上となっておりますけども、繰入内容等は前年までと変わらず、法定内繰入金での対応計上です。
--	--

	6節のその他一般会計繰入金3,857万6,000円のうち、その他保険事業繰入金2,362万1,000円は、特定健診等他保険事業に係る費用を一般会計から繰り入れするもので、法定外繰入金となりますけど、赤字補填以外ということで認められた繰入金でもございます。 その他一般会計繰入金1,495万5,000円は、今回の平成30年度予算編成する中で赤字額となったもので、当初予算から赤字補填額として一般会計から法定外繰入金として計上するものです。 平成29年度からしますと、今回の3月補正予算で計上しお願いしております1億円の法定外繰入金と同等のものとなります。 ただし、これまでの累積赤字がなくなるものでもございませんし、今後増額となる可能性もあるものでございます。 全員協議会でもご説明いたしましたけども、この1,495万5,000円の赤字補填繰入金額と納付金負担緩和措置額約4,300万円ほどございますけども、合計約5,800万円が税収不足額となりますので、これを補う国保税改正を今後考えていかなければならないと思っております。 12款諸収入は、前年度とほぼ同額でございます。 以上が、平成30年度国保特別会計当初予算の説明となりますけども、制度改革が行われまして、スタートもまだしておりませんので、1年間経過してみないと分からないというのが現状でございます。しかしながら、円滑に運営できるよう努めていきたいというふうに思っております。 また、国民健康保険被保険者証、いわゆる保険証ですけども、平成30年度分は10日から配達しております。これまで高齢受給者証の発行が8月でございまして、国保の保険証の発行が4月でありましたために、該当被保険者につきましては2枚添えて医療機関に提示しなければならなかったものを、今回の制度改革に合わせて、1枚のカードにまとめて交付することに改めようと、県内で取り組みすることになっております。 このことによりまして、国保の保険証につきましては、4月から8月発行に変更しなければいけませんので、今回配達しております国保の保険証は、平成31年7月までの1年半の有効期間ということで配達をしております。 したがって、それまでは2枚所持することになりますけども、平成31年8月からは、該当被保険者におきましては、1枚の保険証で2つの資格を持つということになります。 また制度改革により、保険者が筑前町から福岡県になりますので、保険証の表示も福岡県と入るということになります。 最後に、全員協議会でもご説明いたしましたように、今後の医療費の動向、国県補助金等の確定によりまして、流動的ではございますけども、現時点での平成29年度決算見込みにおきましては、1億円の法定外の繰入れを行ったとしても、約1億4,000万赤字見込みとして推計をしております。 本年度と同様に、決算時に繰上充用の措置が必要となるかもしれませんが、その時点ではご説明いたしますので、何卒よろしくお願いいたします。 以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	激変緩和措置は3年間とられます。 課長は、もう広域に移ったら、すぐにでも上げないといけないようなことをおっしゃっていましたが、本年度は上げないということで、1年じっくり見て、来年度もなるべくならですね、保険税、上げないでいただきたいと思います。お考えをお尋

	ねします。
委 員 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 私も、上げなければ上げたくないという気持ちが十分でございます。 ただ、先ほど説明しましたように、負担緩和措置額と現時点でも予算編成する時点で赤字も出ておりますので、この分につきましては、やはり特別会計の仕組みとしましては、当然そこに入ってある方々で負担するというのが基本だと思っておりますので、その分につきましても、また２９年度の決算も出ておりません。３０年度、先ほど申し上げましたように、庁舎内でも十分検討して、そして国保運営協議会でも十分検討しまして、３１年度以降の対策も練りたいというふうに思っております。 ただし、今の現状としましては、やはり若干ながらでも上げざるを得ないという予算編成にはなっておりますので、また十分検討しまして、皆様方に方向性が出てきましたら、またご説明等をさせていただきたいと思いますので、今後ともご指導よろしくお願いしときます。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	予算書の１６ページ、２款保険給付費、２目の葬祭費ですが、５０人分という説明がありましたが、人口の動向を見ても亡くなる方、もっとたくさんいらっしゃるんですが、これで手当てできますでしょうか、お尋ねをします。
委 員 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 国保被保険者の方々の葬祭費でございますので、若干増えておりますけど、２８年度で４５件、２９年度、現時点で３７件でございますので、現時点では５０件以上見込みますと、ちょっと多く見積もるような形になりますので、現時点では５０件で十分だと思っております。 ただし、こればかりは分かりませんので、今後の動向で増えてまいりますならば、そのときは補正で対応せざるを得ないというふうに考えております。以上です。
委 員 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。
委 員 長	続きまして、議案第１６号「平成３０年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	それでは国保に続きまして、後期高齢者医療特別会計の説明をさせていただきます。 予算書の１ページをお願いいたします。 平成３０年度筑前町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ３億７,９００万５,０００円と定める。前年度から９３５万５,０００円の増額となりました。主に被保険者数の増と保険料改正増加によります広域連合納付金の増、国庫１００％補助事業でございます保険料軽減特例見直しに伴うシステム改修事業による委託料の増によるものです。 また、現在の医療費状況をお話させていただきますと、福岡県の後期高齢者被保険者１人当たりの医療費は年々増加傾向でございます。平成１４年度から連続で全国１位と福岡県はなっております。 この全国１位の福岡県内で、筑前町の１人当たり医療費は、前年度から下がってはいますものの、平成２８年度速報値で県内５位という状況でございます。特に、入院

	費用が高額となっているのが現状でございます。 この後期高齢者医療特別会計は町の業務でございます保険料の徴収と、その事務に係る経費を計上をさせていただいております。 それでは、歳出の８ページからご説明をいたします。 １款１項１目一般管理費は前年度から１２万７,０００円減額の１８３万９,０００円となっております。減額の主な要因は、更新保険証を書留で郵送する際の単価割引の見直しによるものと、前年度作成したお薬バッグ費用の減額によるものでございます。 １款２項１目徴収費は、前年度から１５１万２,０００円増額の２１５万７,０００円となっております。増額の主な要因は、先ほど総額のときに申し上げましたが、国庫１００％補助事業でございます。保険料軽減特例見直しに伴うシステム改修事業による委託料１５２万４,０００円の計上によるものです。 ２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の試算に基づき予算計上しておりますけれども、前年度から７９７万円増額の３億７,３６５万８,０００円となっております。特に保険料負担金が、被保険者数の増と保険料改正増加によりまして、７１５万７,０００円増額の２億６,７９４万４,０００円となっております。 ３款諸支出金１０５万１,０００円、４款予備費３０万円につきましては、前年と同額での計上としております。 次に、６ページの歳入をお願いいたします。 １款後期高齢者医療保険料につきましては広域連合試算によるもので、前年度から７１５万７,０００円増額の２億６,６９４万４,０００円となっております。これは、歳出の広域連合納付金で説明いたしましたけれども、被保険者数の増及び所得割の軽減で、所得が低い方は２割軽減とされていましたが、３０年度からの廃止や、付加限度額が５７万円から６２万円に上がったことなどの、保険料の改正により増額となったものでございます。 なお、保険料につきましては２年ごとの改正となっており、３０年度に改正となりますので、３１年度は同率の保険料となります。 ３款２項１目円滑運営事業費補助金１５２万４,０００円は、歳出、徴収費で説明いたしましたとおり、保険料軽減特例見直しに伴うシステム改修事業による委託料１５２万４,０００円に対する国庫１００％補助事業によります計上です。 ５款１項１目事務費繰入金１,０６８万８,０００円は、前年度から１３万円増額の、広域連合に対する事務費７９２万２,０００円と町の事務費２７６万６,０００円に対する繰入金でございます。 ２目保険基盤安定負担金９,７７９万２,０００円は、歳出の広域連合納付金で計上しております費用を、一般会計で県負担金４分の３を受け入れ、町負担４分の１を継ぎ足して繰り入れ対応するもので、広域連合試算による計上となっております。 ６款繰越金１５０万円は前年度と同額で、出納整理期間中に納付される保険料と還付未済分の見込額であり、広域連合には３月末までの収入分を納め、出納整理期間中の収入分は、翌年度会計において納めることとなっております。 ７款諸収入５５万４,０００円は、前年度と同額計上とさせていただいております。 以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	保険料の滞納者、どれくらいいるのか、滞納者に対する保険証の交付はどうなっているのか、お尋ねします。
委員長	健康課長

健康課長	お答えいたします。 現年度分だけですけども、30年の1月末現在、滞納者につきましては49人、うち短期証の交付者が12名、12名のうち受け取られてない方が7人いらっしゃいます。 受け取られない方には再三ご連絡をしておりますけども、まだ7人にはお手元に届いてないという状況でございます。以上です。
委員長	他にございませんか。 河内委員
河内委員	短期保険証も受け取りに来られていない7名については、どういう理由で来れないかということまではつかんでないのでしょうか、お尋ねします。
委員長	健康課長
健康課長	大事な保険証ですので、町としましては、当然通知なり連絡なりしておりますけど、連絡も取れない、通知も返って来ませんので、通知は届いているかとは思っておりますけども、窓口にもおみえにならないという状況でございます。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	お宅に訪ねて行くというところまでは、対応はされていないんだと思いますが、お年寄りはいつ、どこですとね、具合が悪くなるか分からないんで、保険証の未渡しはですとね、絶対あつてはならないと思ってます。極力未渡しがないように努力をお願いいたします。
委員長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。
休憩	
委員長	休憩をしたいと思います。 3時半から再開します。 (15:20)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (15:30)
委員長	先ほどの河内委員の質疑の件で、財政課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。 財政課長
財政課長	一般会計歳入予算説明における河内委員からの質問に対する回答でございます。 予算書22ページの子ども・子育て支援交付金事業、これの負担割合ということだったと思います。 これは、延長保育事業、一時保育事業などの各種事業に対する補助金でありますけど、国、県、町それぞれ3分の1ということになっております。以上です。
委員長	続きまして、健康課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。 健康課長
健康課長	たいへん申し訳ございません。 私の説明の中で、後期高齢の特別会計の歳入のところ、繰入金のご説明をした際に、2目の保険基盤安定繰入金のところを保険基盤安定負担金と説明をしておりました。お詫びして訂正させていただきます。たいへん申し訳ございませんでした。
委員長	それでは、議案第17号「平成30年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長

人権・同和対策室長	それではご説明をさせていただきます。 平成３０年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算書の１ページをお願いします。 平成３０年度筑前町の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ８７９万２,０００円と定める。 歳出のほうからご説明をします。 予算書の８ページをお願いいたします。 １款１項１目一般管理費、本年度予算額３１７万３,０００円、前年度と同額です。 主な内容は、県が主催します債権管理事務研修の参加旅費や事務用消耗品、督促等に係る通信費、また、債権回収の法的手続きや相談のための弁護士の委託料等が主な経費です。 繰出金につきましては、職員給与の一部として、前年同額の３００万円を一般会計に繰り出すものです。 ２目財政調整基金費１,０００円、前年度比較で５万３,０００円の減です。基金利子を積み立てるもので、３０年度の利子の見込額になります。 ３款１項１目予備費につきましては５６１万８,０００円です。平成３０年度からの予算につきましては、町の借入償還が終わったことにより、事務に要する経費のみの計上となります。歳入額に対し、事務的経費の見込みが３割程度で、他に充当する事業がないため、予備費が予算の６割を占めることになっています。 次に、歳入の説明をいたします。 ６ページをお願いいたします。 １款１項２目償還推進助成事業補助金、本年度予算額４３万５,０００円です。前年度から９,０００円の減となっています。 補助金額につきましては、滞納件数や事務経費による算出となり、その見込みとしての計上となっております。 ２款財産収入１,０００円、先ほど歳出でご説明しました財政調整基金の利子収入でございます。 ３款繰入金、４款繰越金、５款諸収入につきましては、前年度と同額を計上しています。 ５款２項１目から、７ページの４目までは貸付金の返済分の収入でございます。 本年度予算、合計で４３５万４,０００円、前年度と比較しまして１３万５,０００円の増額となっています。債務者の返済計画等により見込んだ金額となっているところ です。 以上で、ご説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。
河内委員	河内委員
河内委員	今回、議案に上程されている４件を除いて、あと何件で、総額いくらの貸付金が残っているのか、まずお尋ねします。
委員長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 債権放棄の議決をいただいた場合、滞納件数は７１件になります。金額につきましては、平成３０年１月１８日現在の金額にしまして、残りが１億３,１８１万５,４５９円です。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	今回諸収入として４３５万、元利収入ですね、元利収入で上げておりますが、これ

	は何件分ですか。
委 員 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	滞納全件の分となっております。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	前任の同和対策室長は、誓約書を取ってもなかなか履行してくれないというお話をされていまして。誓約書を取っても履行されない方についてはですね、物件があるうちに裁判なりして、回収をされたほうがいいと思うんですが、それのお考えはありますか。
委 員 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	現在ですね、一番滞納期間が長い方で1年弱の方がおられます。そういった方につきまして、今後ですね、そういった法的手続き等も考えていくことになるとは思っております。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	私、20年以上議会に携わってきておりますが、これまで法的手続きされた件数はたった1件です。もっとなんで早くされなかったのか、ほんと腑に落ちないんですが、今後とも進めていただくようによろしく願いをいたします。
委 員 長	他にございませんか。 横山委員
横山委員	予算書の中の基本的なことをちょっとお尋ねしたいと思います。 6ページの歳入で、繰越金が400万ということでございます。 それから、8ページの歳出で、予備費が561万8,000円ということですが、予備費をこんなにとって、繰越金が400万ありますよというのは、ちょっと会計上おかしいんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺りはどういう意図があるんでしょうか、お尋ねをいたします。
委 員 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 特に、意図と目的等もないというか、充てる事業がないというようなのが現状になっております。そのため予備費として計上しているわけですが、これにつきましては、毎年度繰越金が発生しております。その必要経費は限られているので、年々やっばり増加してきているというのが現状になっております。 特別会計につきましては、基金等もございますので、そこに移動して管理していくというようなことも、今後検討が必要かなとは思っているところです。以上です。
委 員 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。
委 員 長	議案第18号「平成30年度筑前町下水道事業会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 上下水道課長
上下水道課長	よろしく願いいたします。 議案第18号「平成30年度筑前町下水道事業会計予算について」、ご説明を申し上げます。 別冊の平成30年度筑前町下水道事業会計予算書をお願いいたします。 1ページをお開き願いたいと思います。 平成30年度筑前町下水道事業会計予算。 第1条、平成30年度筑前町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

	第2条といたしまして、業務の予定量は次のとおりとする。 年間有収水量1,581,861m³。 主要な建設改良事業につきましては、污水管渠工事と流域下水道建設費負担金でございます。 第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 収益的収入14億4,743万7,000円、収益的支出14億4,743万7,000円でございます。 第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億696万2,000円は、当年度分損失勘定保留資金4億696万2,000円で補填するものでございます。 資本的収入3億1,419万5,000円、資本的支出7億2,115万7,000円となります。 第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定によりまして、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ7,011万5,000円及び1億5,254万円でございます。 2ページをお願いいたします。 第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、表記載のとおりでございまして、借入限度額を4,280万円とするものでございます。 第6条、一時借入金の限度額につきましては、4,500万円と定めるもので、資金不足が生じる場合に、運用資金として一時借入をするものでございます。 第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めています。営業費用と営業外費用についての項目でございます。 第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、その以外の経費の金額に流用し、またはそれ以上の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。 職員の給与費でございまして、4,674万7,000円を定めているところでございます。 第9条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりでございます。 一般管理費としての経費1,795万7,000円、減価償却費としての経費385万7,000円、公債費としての経費1億9,033万5,000円。 いずれも交付税算定基礎に含まれない基準外繰入金に相当するものでございます。 詳細について、ご説明申し上げますので、申し訳ございませんが、23ページを開き願いたいと思います。 まず、最初に、収益的収入、支出でございます。 収入の部、1款1項営業収益4億6,699万円、1目使用料4億6,601万円は調定額であり、29年度決算見込額から推計したものでございます。 2項営業外収益9億8,044万7,000円、2目の他会計補助金2,181万4,000円は、一般管理費及び減価償却費といたしまして、一般会計からの補助金でございます。それぞれの金額は、先ほど予算第9条でご説明したとおりでございます。 3目の他会計負担金5億6,988万4,000円は、高資本費対策に係る経費等としまして、一般会計からの負担金でございます。交付税算定基礎に含まれる基準内繰入金でございます。 24ページをお願いいたします。 6目長期前受金戻入3億7,316万5,000円、新公営企業会計の適用により、補助金、一般会計負担金等の減価償却に見合う分を収益化し計上したものでございます。科目上の振り分けでありまして、現金の収入はございません。
--	--

	4のその他雑収益でございますけれども、1,516万3,000円は、流域下水道に伴います宝満川上流流域下水道維持管理負担金の余剰金精算によります還付金でございます。 25ページをお開きください。 支出の部でございます。 2款1項営業費用11億6,242万1,000円でございます。 1目管渠費3,894万7,000円は、污水管施設の管理に伴います経費でございます。 主な内容はそこに記載しているとおりでございまして、その中でも修繕費1,664万2,000円につきましては、マンホール中継ポンプ場の更新、修繕計画を推進しておりまして、今年度6カ所の実施とマンホールと舗装段差解消のための舗装補修工事8カ所分を想定しているものでございます。 また委託費といたしまして1,286万8,000円、管路の巡視点検・清掃、及び水路清掃委託を予定させていただいているところでございます。 2目処理場費1億4,264万3,000円は、処理場施設の管理に伴います経費でございます。 その中でも15光熱水費2,624万円、公共下水道三輪中央処理場、農業集落排水栗田及び上高場処理場に係る動力、電灯、電気料を平成29年度の実績に伴い見込んだものでございます。 ただし一般施設と同様でございまして、新電力会社との今交渉を進めているところでございます。 一般施設と異なる部分といたしまして、処理場施設は夜間使用が全体の55%を占めているという現状からしまして、一般施設のほうで選定されました業者5社と協議を進めておりますけれども、3社が辞退をされるというふうな状況もございまして、残りました2社と今協議を進めて、割引率は非常に低ございますけれども、その手続きを今現在進めて、4月に間に合わせるところで考えているところでございますが、予算に反映しきっていないというのが、今の現状でございます。 よって、今想定しています金額からしまして、約420万程度が削減できるのではないかというふうに考えているところでございます。 そういうふうな状況でございまして、今現在も進行中であるということをご理解賜りたいと思っております。 続きまして委託料9,411万8,000円、内容といたしましては、処理場施設の運転委託7,238万5,000円、污泥処分委託1,096万6,000円、污泥運搬委託924万1,000円が、主な委託見込みとなっているところでございます。 4目総係費6,558万5,000円、これにつきましては、事務的経費に伴うものでございます。人件費等につきましては、省略させていただきます。 26ページをお願いいたします。 28負担金2,532万円、流域下水道に伴います宝満川浄化センターの施設減価償却費相当分の負担金2,020万6,000円と農業集落排水に伴います污泥処分に係ります両筑衛生施設組合への一部負担金444万6,000円が主な支出内容となっているところでございます。 5目流域下水道維持管理負担金1億5,679万9,000円、福岡県にお支払いします旧夜須地区の流域污水处理に係ります維持管理負担金でございます。 27ページをお開き願います。 6目減価償却費7億5,844万7,000円、構築物及び施設利用権の減価償却費等に相当するものでございまして、なお、この減価償却費は、現金の支出はございません。
--	---

	2款2項営業外費用2億5,982万5,000円、1目支払利息2億2,226万円は起債償還に伴います利息でございます。 2目消費税及び地方消費税3,756万5,000円は、平成29年度の実績に伴いまして営業収益に係る消費税額を見込んだものでございます。 2款3項特別損失2,269万1,000円、9目のその他特別損失2,234万1,000円は、人件費にかかわる職員手当並びに法定福利費の引当金と使用料等の未納分にあたる貸倒引当金に相当するものでございまして、これにつきましても現金の支出はございません。 28ページをお願いいたします。 資本的収入及び支出でございます。 収入の部でございます。 3款1項1目建設改良企業債4,280万円、これにつきましては、公共下水道並びに農業集落排水事業の新たな公共枘及び污水管の新設でございます。 なお、流域下水道の建設費負担金の起債対象分も含まれているところでございます。 3項3目他会計補助金1億9,033万5,000円は、公債費として一般会計からの補助金です。これにつきましても予算第9条で説明したとおりでございます。 4項1目他会計負担金6,698万8,000円は、資本勘定他会計補助金等として一般会計からの負担金でありまして、交付税算定基礎に含まれる基準内繰入金でございます。 29ページをお開きください。 支出の部でございます。 4款1項建設改良費7,221万1,000円、1目施設整備費5,841万9,000円でございます。人件費等については、省略させていただきます。 主な内容といたしましては、23工事請負費3,222万6,000円につきましては、污水管渠工事といたしまして7件、183m、公共枘新設工事といたしまして、公共分として53件、農集排といたしまして3件を予定いたしておるところでございます。 24路面復旧費932万6,000円は、国庫補助対象でございます曾根田地区の舗装を含めた舗装復旧工事でございます。 2目流域下水道建設費負担金1,379万2,000円は、流域下水道におきます管渠及び中継ポンプ場等の耐震補強工事に伴います県への負担金でございます。 4款2項企業債償還金6億4,839万4,000円は、起債償還の元金にあたるものでございます。 申し訳ございません。7ページのほうにお戻り願いたいと思います。 平成30年度キャッシュフロー計算書を添付させていただいているところでございます。 業務活動、投資活動、財務活動のキャッシュフローというふうになっておりまして、右一番下になるんですけれども、期末残高5,685万8,000円余でございまして、資金不足は生じていないところでございます。 以上で、説明に代えさせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	26ページです。 11節燃料費、公用車燃料費ですが、ガソリン代リッター当たり125円と、随分お安く見積もっているようですが、あったら教えていただきたいぐらいなんですが、大丈夫でしょうか。

委 員 長	上下水道課長
上下水道課長	ガソリン等につきましては5年間の契約の中で、一般会計の中でもそのような措置がなされているのかなというふうに考えておりまして、125円という単価を採用させていただいております。以上です。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	下水道料金について、お尋ねをいたします。 下水道料金は、家族の中で転勤とか進学とかで家を離れられる場合、手続きをすればですね、その分は免除されるという状況になっております。 現況がですね、やっぱり高齢社会になりまして、お一人住まいとか、そういう方々が多くなってこられます。ある日突然入院をされたり、それも事前に入院ということが分かっているならば、きちっと手続きをされて入院されるわけなんですが、急に発作で倒れられたり、また救急車で運ばれたりした場合、何の手続きもできないまま入院となった場合ですね、そういう場合、退院してからの申請ということは、手続きをしてもちゃんとこれは対応していただけるものか、お尋ねをいたします。
委 員 長	上下水道課長
上下水道課長	議員ご質問のとおり、少子高齢化ということで単身高齢者の方もおられるかと思えます。今、おっしゃいましたように、事前に入院が分からないとかいうこともあろうかと思えますけれども、現状においてはですね、その申請がなされた日からの減免というふうな形にさせていただいておりますので、今おっしゃって、退院後にというさかのぼった対応は、今のところしておらないというのが現状でございます。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	現状はですね、今の高齢化社会には決して対応できてない状況だと思いますので、これが、要綱にそういうふうに書かれているのか、条例で書かれているのかは、私も確認はしておりませんが、やはりきちっとした理由がある場合はですね、遡及してと言いますか、申請は退院後でもしていただいて、でも、実際入院された時期から、使用してない時期からというふうに対応すべきではなかろうか、今後やっぱり考えていただきたいと思いますが、見解をお尋ねいたします。
委 員 長	上下水道課長
上下水道課長	お近くにですね、親族の方がおられると、そのような手続きがなされるものだろうと思えますけれども、どうしても単身で身寄りがいないという方等については、ちょっと今後の研究材料にさせていただきたいと思えます。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	独居の方が20数%というデータも出ておりますので、今、課長申されますように、前向きにぜひ対応をよろしく願いいたします。
委 員 長	上下水道課長
上下水道課長	先ほど申し上げましたように、そのようにどうしても単身、独居、身寄りがいないという方等につきましては、前向きに検討させていただきたいと思えます。以上です。
委 員 長	川上委員
川上委員	これ要望ですが、起債の残高の動きですね、前年度残高から今年借入れをして、返済して、今年はこのようになりますというような予定表をですね、あと1ページ付け加えていただければ、今年の残高はこのようになるかなということまで、私も見てみたいのでですね、できればそういうものを付けていただいたら助かりますが。
委 員 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 先だって全員協議会の中で、起債の状況につきましてはお示しをさせていただいたかなと思っております。それは29年度現状における問題でございますので、今、委

	員がおっしゃいますように、29年、30年、31年と起債を借りた場合の、起債の残高については、資料として別添付をするように、今後検討したいと思います。
委員長	横山委員
横山委員	細かいことではあるかと思いますが、確認をさせていただきます。 下水道料金の算定でございますけれども、今は人数によって1人いくらということになっておるかと思いますが。 先般、一昨年ぐらいにお話をしたかと思うんですけども、水道料金、使った分だけ従量制というんですか、その移行はいつかというお話をしたときに、そのときはまだ考えられないということでございました。井戸水との併用があつてというお話がございましたけれども、その後どういう方針になっているのか、分かっているのであればお答えください。
委員長	上下水道課長
上下水道課長	前回もご質問いただいたかと思っております。 その当時は、今の現状においてはまだ考えられない。 と言いますのが、水道事業を今進めておりまして、この水道事業がある程度終わらないことにおいてはですね、従量制、今、議員がおっしゃいましたように、今、人数による使用料の徴収をさせていただいています。 ですから、従量制にします場合については、上水道が一定の整理がついてからという認識でございますので、後ほど申し上げるつもりでございますが、水道事業を平成30年度で完了する予定でございまして、31年度に着手をしたいというふうに考えております。以上でございます。
委員長	他にございませんか。 上下水道課長
上下水道課長	申し訳ございません。ガソリンの契約の関係でございまして、5年ではなくて、1年契約ということでございますので、すみませんでした。
委員長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。
委員長	続きまして、議案第19号「平成30年度筑前町水道事業会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 上下水道課長
上下水道課長	それでは、議案第19号の筑前町水道事業会計予算について、ご説明を申し上げます。 別冊の平成30年度筑前町水道事業会計予算書をお願いいたします。 1ページをお開き願います。 平成30年度筑前町水道事業会計予算。 第1条、平成30年度筑前町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。 給水戸数5,300戸、年間総給水量940,410㎥、1日平均給水量2,570㎥、主要な建設改良事業は配水管布設工事でございます。 第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 収益的収入4億4,114万9,000円、収益的支出4億6,485万円でございます。 2ページをお願いいたします。 第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 資本的収入額が資本的支出に対しまして不足する額2億1,695万9,000円

	は、過年度消費税及び地方消費税、資本的支出調整額及び過年度分損益勘定留保資金等で補填するものでございます。 資本的収入1億3,638万6,000円、資本的支出3億5,334万5,000円となっているところでございます。 第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、その表記載のとおりでございまして、借入限度額は5,660万円とするものでございます。 3ページをお開きください。 第6条、一時借入金の限度額は1億3,468万5,000円と定める。資金不足が生じる場合に、運用資金として一時借入をするものでございます。 第7条、議会の議決を得なければ流用することのできない経理といたしまして、職員給与費6,156万9,000円を定めております。 第8条、一般会計から水道事業会計へ補助を受ける金額につきましては、次のとおりでございまして、高料金対策費としての経費9,089万3,000円、福岡県南広域水道企業団建設負担金としての経費1,000万円でございます。 続きまして、詳細についてのご説明をいたしますので、21ページをお開き願いたいと思います。 まず、収益的収入及び支出でございます。 収入の部でございまして、1款1項営業収益2億8,296万4,000円、前年度比といたしまして3,514万3,000円の増でございます。 1目給水収益の水道料金2億6,233万2,000円は、29年度の決算見込額を基礎に、30年度の利用者の増加を見込みまして推計したものでございます。 3目その他営業収益の加入金につきましても2,000万円ということで、内訳といたしまして、29年度の事前加入者と30年度の加入見込み件数を、過去の実績から、一括納付と分割納付に分けて推計したものでございます。 2項営業外収益1億5,818万5,000円、前年比といたしまして1,118万4,000円の減でございます。 2目他会計補助金1億89万3,000円は、高料金対策に係る経費と県南水道企業団負担金として、一般会計から受けております補助金でございまして、それぞれの金額は、予算第8号で説明したとおりでございます。 なお、一般会計からの基準外繰入を圧縮させるために、事業運用益を活用いたしまして、県南水道企業団負担金を昨年度より1,100万円減額したものでございます。 4目長期前受金戻入5,721万9,000円、新公営企業会計の適用により、補助金、一般会計負担金等の減価償却見合分を収益化し計上したものでございます。科目上の割振りでございまして、現金の収入はございません。 22ページをお願いいたします。 支出の部、1款1項営業費用3億9,052万円でございます。前年比21万3,000円の減。 1目原水及び浄水費1億3,146万2,000円は、県南広域水道企業団へ支払います受水費と県南広域水道企業団負担金でございます。 受水費9,554万7,000円、前年度比といたしまして745万3,000円の減でございますが、28年から協議を進めておりました計画水量の減量の見直しを行った結果、基本料金が減となったものでございます。 2目配水及び給水費1,594万7,000円は、配水施設の管理に伴う経費でございます。 そのうち修繕費507万7,000円、前年度比427万3,000円の減でございます。 管路施設及び舗装等の補修工事費等を計上したものでございます。
--	---

	減の主な要因といたしましては、検満メーターの修理費を総係費の修繕費において計上することに伴いまして減になったものと、舗装等の補修工事の減によるものでございます。 動力費840万円、前年度比180万円の増でございます。 主なものといたしましては、四三嶋浄水場及び栗田中継ポンプ場の電気料、動力料を含めたものでございまして、29年度の実績に伴いまして見込んだものでございます。 今まで四三嶋受水場については、送水ポンプとして3基抱えておりますが、2基が主に運転しておりましたけれども、近年使用者が増えるということで、常時3基のポンプが稼働をしはじめたという状況から、極端に電気料金が上がってきているものでございます。 下水道事業会計でもお話しましたように、新電力会社との折衝を今進めております。4月に間に合うように進めておりまして、新電力会社に変更することによりまして、年間約60万程度の削減が見込めるというふうに試算をいたしているところでございます。 3目総係費7,270万1,000円、前年比699万9,000円の増でございます。主に職員7名と嘱託職員1名の人件費、及び事務費でございます。 増の主な要因は、職員の人件費に係る経費が259万6,000円の増になっております。これは、昨年の人事異動に伴います人件費の増でございます。 また、科目構成によりまして、検満メーター交換及び修繕費を、修繕費として427万円計上したものでございます。 24ページをお願いいたします。 5目減価償却費1億7,040万9,000円、前年比469万円の増でございます。 増の要因といたしましては、28年度工事分が新たに加わったため、減価償却費が増えたものでございます。なお、減価償却費は、現金の支出はございません。 2項営業外費用7,333万円、前年比1,940万円の増でございます。 企業債利息7,023万円は、平成29年度までに借りました企業債償還金の利息にあたるものでございます。 増の主な要因といたしましては、従来の企業債利息分に加えまして、今回繰上償還を予定させていただいたところでございます。約、元利含めまして1億5,300万程度繰上償還を考えておりまして、その利息分にあたるもので2,419万余の利息分が発生しました関係で、増になっているものでございます。 消費税及び地方消費税の支出につきましては、平成29年度の実績に伴いまして見込んだものでございます。 25ページをお開き願います。 資本的収入及び支出でございます。 収入の部、1款1項1目企業債5,660万円、水道創設事業減によるものでございまして、あと出資金、国庫補助金等々についても、その事業費減に伴うものでございます。 26ページをお願いいたします。 支出の部でございます。 1款1項建設改良費1億3,951万2,000円、前年度比8,254万円の減でございます。 1目施設整備費1億3,432万7,000円でございます。概要につきましては工事費、平成30年といたしまして、曾根田及び大塚地区の整備を予定をさせていただいています。併せて坂根への中継ポンプを1基設置するようにいたしておりまして、技術的支援を受けるために施工監理業務の委託費を計上しているものでござい
--	---

	す。 2目事務費456万9,000円は、職員2名分の人件費の一部でございます。 27ページをお開き願います。 2項企業債償還金2億1,283万3,000円は、平成24年度までに借り入れた企業債償還金の元金でございます。 増の主な要因は、先ほどの利息の中でも申し上げましたように、従来の企業債償還の元金に加えまして、今回繰上償還を予定しております。この繰上償還の元金分が1億2,925万4,000余の額でございます、その分が増になったものでございます。 申し訳ございません。7ページのほうにお戻り願いたいと思います。 7ページには、平成30年度キャッシュフロー計算書を添付させていただいているところでございます。 業務活動、投資活動、財務活動のキャッシュフローというふうになっておりまして、先ほど同様、右一番下に期末残高3億431万8,000円余で、資金不足は生じておりません。 なお、敢えて申し上げますけれども、平成29年度末の残高は4億1,900万円程度を見込んでおります。 このことによりまして、先ほども言いました1億5,000万円程度の繰上償還を30年度は実施させていただいて、今後の償還額を圧縮していこうというふうに考えているところでございます。以上でございます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	予算書の21ページです。 収益的収入及び支出で、3目その他営業収入、加入金の欄がありますが、事前加入した場合3年以内に取り付けないと、接続をしないといけないというふうに聞いております。 以前もお尋ねしたんですが、3年経っても接続しないところがたくさん残っているということでしたが、その後どうなったのか、お尋ねします。
委員長	上下水道課長
上下水道課長	事前加入制度につきましては、この申請をされることによりまして、本来ならばメーターボックスとか自分のご自宅に配管する経費を町が負担をするという制度でございます、これを活用させていただければ、その経費を町のほうで行うと。 それを申請されて、されてない部分については、決して0ではございませんけれども、常時連絡を取って、また接続通知を行いながら、接続推進を図っているところでございます。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	これまでですね、接続されていない方で違約金というか、接続された費用とかですね、いろいろ発生してくると思うんですが、それを払われた方はいらっしゃるんですか。
委員長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 現状ではおられません。
委員長	河内委員
河内委員	現在どれくらいの件数が残っているんでしょうか、接続されないまま。
委員長	上下水道課長
上下水道課長	申し訳ございません。今、手持ちに資料がございませんので、即答を控えさせてい

	たきます。
委員長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。
委員長	それでは、議案第20号「平成30年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	平成30年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算書をお願いいたします。 予算書の1ページでございます。 平成30年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算でございます。 第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ414万9,000円と定める。 2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による、ということでございます。 歳入歳出予算とも款項目が少ないため、7ページの事項別明細書で説明させていただきます。 歳出、1款1項1目工業団地造成事業、本年度予算394万9,000円、前年度比較で95万4,000円の増となっております。 11節需用費は4万1,000円です。消耗品費と印刷製本費となっております。 14節使用料及び賃借料は50万8,000円です。不適合土壌を埋設している箇所の農地の賃借料でございます。 15節工事請負費は、前年度比の117%であり、340万円を計上しています。 工業用地維持工事費として予算措置しており、ヤクルト用地の5年間瑕疵担保で、不測の案件対応、及び町が所有する町有地の雑草等の草刈り費用でございます。 続いて、2款予備費、1項1目予備費でございます。昨年同様に20万円を計上させていただきます。 続いて、6ページの歳入でございます。 歳入につきましては、4款1項1目繰越金になります。 繰越金419万9,000円を充当させていただきます。昨年度よりも95万4,000円の増となっております。 以上で、説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 横山委員
横山委員	工業用地ということで推進されていることと思います。 それで、ちょっとお尋ねでございますけども、新規の企業の誘致をされているわけですけども、その状況について、これは差し支えなければお答え願いたいと思います。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 四三嶋企業誘致ゾーン内の計画地内におきまして、29年度におきましては22件の相談がっております。以上でございます。
委員長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。
散 会	
委員長	平成30年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算の質疑が終了しました。 本日は、これで散会します。 16日午後2時から会議を開きます。

	(1 6 : 2 4)
--	-------------